

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	300 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	251 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	102 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	67 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月から6年3月まで
② 平成6年12月から9年3月まで

私は、申立期間①については、国民年金の加入手続をした記憶は不明確であるが、当時居住していた大学寮に届いた納付書により、郵便局で国民年金保険料を納付していた。その後の平成6年4月ごろには実家に戻り、実家のある市の市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で保険料を納付していた。また、申立期間②については、7年4月ごろに再度、大学寮に転居し、寮に届いた納付書により郵便局で保険料を納付していたが、納めていない保険料があったため、9年4月に就職した後の同年6月に他県の市へ転居した際に、市役所で未納保険料の納付について相談をし、納付書により、郵便局でさかのぼって保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年3月ごろに払い出され、申立人は、申立期間を除き、申請免除していた期間については後に追納して国民年金保険料をすべて納付しているとともに、当該期間直前の保険料は現年度納付していることが確認できる。

また、申立人の戸籍の附票及び国民年金保険料収入簿によると、申立人は、平成7年4月に実家から大学寮に転居手続きを行っていることが確認できることから、当時、申立人に保険料の納付書は届いていたものと推認できるとともに、上記の戸籍の附票及び申立人のオンライン記録によると、申立人は、就職後の9年6月18日ごろに、転居先の市において住民登録及び国民年金

の資格喪失手続をしたものと認められ、その時点で、当該期間のうち7年5月以降の保険料は過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立人は、さかのぼって保険料を納付するに至った経緯及び納付場所について具体的に記憶している上、申立人が平成9年6月に転居した市によると、当時、過年度保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧であるとともに、当時、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないと供述するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6480

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年9月まで
私の結婚後の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料は納付済みであるとともに、妻が納付場所と説明する金融機関は、当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和57年4月から同年6月まで

私の国民年金は、結婚後に、夫が加入手続をしてくれ、加入以降は、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立人は保険料の納付方法について具体的に説明しているとともに、申立人が居住する市では、当時、納付組織による保険料の徴収が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私の国民年金は、夫が、区役所で夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については6か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、夫婦の特殊台帳によると、当該期間直後の保険料は第1回特例納付で納付しているとともに、その直後の43年7月から44年3月までの保険料は、第1回特例納付実施期間中である45年10月1日に過年度納付していることが確認できる上、保険料を納付していたとする申立人の夫は、保険料の納付方法及び納付場所について具体的に記憶していることなどを踏まえると、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間②については、夫の特殊台帳によると、当該期間の保険料を昭和48年1月4日に過年度納付していることが確認できるとともに、夫婦の特殊台帳によると、当該期間前後の保険料は、夫婦同一日に納付していることが認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、39年4月から40年2月までの期間は保険料免除期間ではなかったものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年2月まで

私は、国民年金制度が発足した当時、看護師として勤務していた医院の院長に勧められ、国民年金に加入した。国民年金保険料は給与から差し引かれ、医院の事務をしていた院長の奥さんが、私が退職する昭和40年1月まで納付してくれていた。保険料の免除申請をした記憶は無く、申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から申立期間直前までの国民年金保険料を納付している。また、申立人が勤務していた医院は昭和40年2月に厚生年金保険適用事業所となっており、20歳到達時から同年1月までの保険料をすべて納付している当時の同僚は、当該期間の保険料は給与から天引きされていたと証言していること、申立人は国民年金制度発足以前から40年1月まで引き続き当該医院に勤務していたことなど、申立人が当該医院に勤務していた期間は保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、保険料の免除申請をした記憶はないと説明しており、当該医院に勤務していた時期に免除申請を行う理由はなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、39年4月から40年2月までの期間は保険料免除期間ではなかったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年5月まで

私は、昭和40年11月に婚姻届を提出した際に、区役所の職員に勧められて国民年金に加入し、その後は、毎月集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、保険料の納付を一時期やめたが、加入している期間の保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和40年11月に任意加入したことにより払い出されていることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、任意加入手続後の申立期間の保険料を未納のままにしておくことは不自然である上、申立人は、41年6月に資格喪失手続を行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月

私の母は、自身の分と一緒に父と私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立期間直後の昭和38年度の保険料は過年度納付されており、申立期間1か月分の保険料を未納のままにしておくのは不自然であること、当時居住していた区の被保険者名簿により、39年度の保険料は昭和40年2月に一括して現年度納付されていることが確認でき、当該納付時点においても申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から同年9月まで

私の国民年金は、兄が制度発足当初の昭和36年に加入手続をして、1年分の国民年金保険料を納付してくれた。37年3月に結婚した後は自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については12か月と短期間であり、申立人は、出産後に1歳未満の長女を背負って保険料を納付するために市役所に出向いたことを具体的に記憶しており、申立人の所持する国民年金手帳の当該期間の印紙検認台紙は、昭和39年6月の日付で申立人が居住する市の割印が押されて切り離されていることから、申立人は同日に当該市役所で国民年金関係の手続を行ったことが確認でき、その時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直前の昭和39年度の保険料納付を中断し、納付を再開した申立期間直後の昭和40年10月から42年3月までの期間の保険料を42年12月に過年度納付していることが申立人の所持する領収書により確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6490

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間は9か月と短期間である。また、申立期間に近接する昭和48年11月から49年3月までの期間は、当初未加入（厚生年金保険加入）及び未納と記録されていたが、平成20年12月及び21年6月に、申立人が所持する領収書及び市町村名簿の記録に基づき、昭和48年11月から49年1月までの保険料が還付決議され、49年2月及び同年3月の保険料が未納から納付済みに記録訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6491 (事案 4439 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から51年6月まで
② 平成2年10月から3年1月まで

私は、国民年金へ加入した当初にまとめて約38万円を納付し、その後申立期間①の国民年金保険料をその都度納付してきた。また、61年に再婚してからは、夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金に加入した時期、保険料の納付時期、納付場所等の納付状況に関する記憶が不明確である上、申立人が国民年金加入当初にまとめて納付したとする金額は、第3回特例納付を行ったことにより納付済みとされた当該期間直前の期間の保険料額とおおむね一致しており、当該期間の保険料は含まれていないと考えられること、納付したとする保険料の月額は、当該期間の保険料額と一致しないこと、申立人が納付書で保険料を納付したとする方法は、昭和44年5月から46年3月までの間、申立人が居住していた市では採用されておらず、納付書では保険料を納付できないことなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことに加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年10月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする

る通知が行われている。

今回、申立人から新たに提出された資料には、当初の申立てで調査審議した社会保険庁（当時）の記録と同じ内容の納付記録のほかに年金見込額の情報が記載されているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和51年7月から当該期間の直前まで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は4か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、夫婦の納付日が確認できる62年4月から当該期間の直前の平成2年9月までの保険料は、おおむね夫婦が同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められ、申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年3月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで

私は、申立期間①については、昭和49年4月に国民年金に加入しておきながら、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間②については、常に夫婦で保険料を支払っていたのに、私の分だけ保険料も付加保険料も未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料及び付加保険料は、納付済みとなっている。また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料及び付加保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和49年4月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年7月ごろに払い出されていることが払出簿により確認できる上、国民年金の加入時期、加入手続、保険料の納付方法、納付金額等に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間については、申立人の妻も未納となっているとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間の過半は時効により納付できない期間である上、申立人は別の国民年金手帳に関する記憶はないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、申立期間①については、昭和49年4月に国民年金に加入しておきながら、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間②については、常に保険料と一緒に付加保険料も支払っていたのに、この期間だけ未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料及び付加保険料は、納付済みとなっており、申立人が居住していた区では、付加年金を含めた金額の納付書を送付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和49年4月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年7月ごろに払い出されていることが払出簿により確認できる上、国民年金の加入時期、加入手続、保険料の納付方法、納付金額等に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間については、申立人の夫も未納となっていると同時に、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間の過半は時効により納付できない期間である上、申立人は別の国民年金手帳に関する記憶はないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年1月から同年3月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から同年11月まで

私は、A組合を退職後に国民年金に加入し、その後に届いた納付書で昭和50年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付した。また、50年9月に引っ越しをする前に、50年7月から同年11月までの納付書を作成してもらい保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は7か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されているのが確認でき、その時点で、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金の加入契機、加入時期、加入場所、納付した期間、保険料の納付方法及び納付場所の申立人の記憶は具体的である。さらに、国民年金加入後に届いた納付書で納付したとする2か月分の金額及び他の市区町村に異動する前に納付したとする5か月分の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年6月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年6月から39年3月まで

私は、昭和35年11月ごろに自宅を訪れた区役所の職員を通じて国民年金に加入し、昭和40年代前半までは区役所の職員を通じて国民年金保険料を納付した。その後は納付書制度に変わったことも記憶している。

昭和41年か42年ごろ、自身の年金手帳をなくしてしまったため、再発行をしてもらうために区役所を訪れた際、今までの番号とは異なる番号の手帳が発行されたことも覚えている。その時に職員に指摘をしたが、取り合ってくれなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①及び②は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和36年4月時点では現年度納付することが可能な期間であり、国民年金への加入時期、保険料の納付方法、納付場所、納付した期間等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人及びその妻は同一市町村において重複して国民年金手帳記号番号が払い出されていることなど、行政側における記録管理等の事務が適切に行われていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年3月まで

私は、母が昭和41年11月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付できるところまで、まとめて納付したと、姉から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの期間については、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親が初めて保険料を納付した41年9月時点では、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、納付した時期、納付した期間に関する申立人の姉から聞いた記憶は具体的である上、申立人の母親が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は同じ居住地であるにもかかわらず、生年月日の記載ミスにより、昭和40年及び43年に重複して払い出されていることが払出簿から確認できる上、現在も生年月日が相違している国民年金手帳記号番号が使用されており、記録管理に不備が見られる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年1月から39年6月までの期間については、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が保険料を初めて納付したとする41年9月時点では、当該期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和

39年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年10月まで
② 昭和46年4月から53年3月まで

私が住み込みで働いていた職場に区役所の職員が来て、国民年金への加入を勧められて加入手続をした。その後、出張所で国民年金保険料を納付した。昭和55年に市役所から納付書が届いたので、その3枚の納付書どおり保険料を一括納付したが、申立期間①の期間は重複して納付している。申立期間②については、昭和55年に未納の通知が来なかったということは既に納付済みであったということである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年7月ごろ払い出されたことが確認できるとともに、申立人は、同年11月に区役所で国民年金の資格喪失手続をしていることが申立人の所持する国民年金手帳等から確認できる上、申立人の、国民年金の資格喪失時に出張所で申立期間の保険料を納付書で納付した記憶は具体的である。また、当時居住していた区では、過年度及び現年度の保険料を区役所等の窓口で収納していたとするなど、当時の納付方法と合致している。さらに、納付したとする金額は申立期間の保険料と一致しているなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の再加入手続や申立期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

なお、申立人は、昭和55年6月28日に、第3回特例納付において、36年4月から37年10月までの保険料（19か月）を納付した記録となっているものの、当該期間は、前述のとおり保険料納付済期間であったものと認められることを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった46年4月から47年10月までの保険料（19か月）を納付したものと考えるのが相当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて、金融機関で納付していたはずで、定額保険料だけが納付済みで付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月以後は国民年金の定額保険料をすべて納付している上、付加保険料についても、申立期間を除きすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間はそれぞれ3か月、合計6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の付加保険料は納付済みである。さらに、申立人の、定額保険料と一緒に付加保険料を納付したこと、納付場所、納付方法及び納付書の様式に関する記憶は具体的である上、当時居住していた市では付加保険料納付者については定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付書を発行していたとしている。加えて、昭和53年7月から9月までの期間の付加保険料は未納となっていたが、申立人が領収書を所持していることから、申立人の申立てにより平成21年4月に納付済みに記録訂正されており、記録管理に不備が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年12月まで

私は、昭和47年3月に退職した後、国民健康保険と国民年金に加入し、その後、送付された納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職した直後の昭和47年4月に加入手続を行っていることが確認できること、退職後の半年間は、事業所の寮を出て雇用保険の失業給付を受けていたため、経済的に余裕が無く国民健康保険の支払を優先し、国民年金保険料を納付していなかったこと、47年10月に再就職して収入が得られるようになったため同月から保険料の納付を開始したことを具体的に説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から42年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和58年1月から同年6月まで

私の国民年金保険料は妻がすべて納付してくれていた。国民年金加入時に、妻が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付し、その後は、区役所出張所や金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年1月から42年3月までの期間については、申立人の妻は、国民年金加入時に国民年金保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年4月時点では、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である上、当該期間直後の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうちの昭和38年2月から39年12月までの期間及び申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうちの38年2月から39年12月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された42年4月時点では、当該期間は時効により保険料を納付すること

ができない期間であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間③については、申立人の妻も自身の保険料が未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで

私は、高校を卒業後、父の精米店で働くようになり、父が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年7月ごろに払い出されており、この時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であること、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親及び母親は、国民年金制度発足当初に加入し、夫婦とも昭和39年度の3か月を除き60歳になるまでの保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年3月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から47年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで

私は、申立期間①については、会社を退職後に区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間②については、継続して保険料を納付していながら、3か月分だけ納付しない理由は考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年5月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間は10か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間後の50年4月から同年6月までの共済年金加入期間に納付された国民年金保険料について、51年6月25日に還付決議されていることが還付・充当・死亡一時金等リストから確認でき、当該決議時点において、当該期間は保険料納付の時効が成立する前であることから、当該期間が未納であれば、誤納金額の一部を当該期間の保険料に充当していたはずであり、それを充当することなく全額還付していることから、還付当時は、申立期間は未納として記録管理されていなかったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年1月まで
② 昭和59年7月から61年12月まで

私は、居住していた区や市の出張所で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は7か月と短期間である。また、納付書により国民年金保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする区の出張所は、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、社会保険庁（当時）の記録では、当該期間より後の昭和62年4月に57年2月の資格喪失記録が取り消され、当該期間直後の62年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、62年4月ごろから保険料の納付を再開したとするのが自然であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月及び同年10月、46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月及び同年10月
② 昭和44年2月から同年5月まで
③ 昭和46年7月から47年3月まで

私は、会社を退職した昭和40年9月に国民年金の加入手続を行い、42年11月に再就職するまで国民年金保険料を納付してきた。その後も、会社を退職した時には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の直前の昭和40年9月から42年8月までの国民年金保険料を納付しており、当該期間は、2か月と短期間である。また、申立期間③については、申立人は、直後の47年4月から49年1月までの保険料を納付していることが確認でき、48年10月までの時点で申立期間③の保険料を現年度又は過年度納付することが可能である。さらに、印紙により保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が申立期間①及び③当時居住していた市の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする市役所は、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、社会保険庁（当時）の記録では、平成13年10月に当該期間当初の被保険者資格取得及び直後の被保険者資格喪失の記録が追加されたことが確認できることから、当該期間当時は未加入とさ

れていたため、保険料を納付することができなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月、同年10月及び46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6516

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年1月まで

私は、昭和43年に国民年金の加入手続を行い、44年2月に再就職するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の国民年金保険料を納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた町の納付方法と合致しており、納付したとする町役場では、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の月額、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和55年1月に金融機関で、預金を引き出して申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和54年2月から60歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、申立人が所持する預金通帳には、55年1月に保険料を納付するために引き出したとする金額が記載されており、当該金額は、当時の保険料額と一致している。さらに、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿には、上記預金通帳に記載された出金日と同じ日に申立期間直前の3か月分の保険料を収納したと記録されているが、申立人が所持する領収書では、当該3か月分の保険料を別の日に金融機関で振替により納付したことが確認できることから、被保険者名簿には、行政側において、55年1月に納付した保険料の納付対象月を誤って記載した可能性があるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から51年12月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私の父は二十歳になったら国民年金に加入しなければいけないと言っていたので、私が二十歳になった昭和45年*月ごろに両親が私の国民年金の加入手続きを行い、加入当初の国民年金保険料を納付していた。23歳ごろからは私が自分で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付されている上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、加入当初は両親が保険料を納付していたとしているが、申立人の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間のうち、申立人自身が保険料を納付していたとする昭和48年以降については、申立人は保険料の納付方法及び金額の記憶が曖昧であるなど、申立人の両親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年2月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である

上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は、満額の国民年金をもらうために国民年金保険料を特例納付により一括して納付したことがあり、保険料をすべて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。また、申立人に係る年度別納付状況リストには、時期は不明であるものの、申立人が第1回特例納付により保険料を納付したことが記録されている上、申立人に係る特殊台帳には納付済みとされている期間の保険料は、すべて現年度納付で納付されていることが確認できる。さらに、未納期間は申立期間のみであることを踏まえると、申立人は第1回特例納付で申立期間の保険料を納付していたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から62年3月まで
② 昭和62年7月から63年12月まで
③ 平成2年1月及び同年2月

私は、夫が60歳になるまで夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。夫の保険料が納付済みとなっている期間があるのに、私の保険料が未納となることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、当該期間直前の平成元年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付しており、夫の保険料は、当該期間のうち2年1月分が現年度納付で納付済みとなっていることから、申立人の保険料も同時に納付したものと考えるのが自然である。また、当該期間直後の2年3月の保険料を4年3月に納付していることが確認でき、当該納付時期において、2年2月までの保険料を過年度納付することは可能であることから、当該期間のうち2年2月の保険料も納付されていたものとするのが自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧である。また、申立期間①については、夫の保険料も未納である上、当該期間直後の昭和62年4月の保険料を平成元年7月に納付していることが確認でき、申立期間②については、夫の保険料の一部は未納である上、当該期間直後の元年1月の保険料を3年4月に納

付していることが確認できることから、申立人は時効直前に保険料を納付していたことが推認でき、当該期間の保険料を遅滞なく納付していたものとは考え難いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から41年3月まで

私は、昭和39年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、区の集金人に国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、区の集金人に印紙で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致している。また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年3月から40年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続の状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された41年1月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することができるものの、区の集金人に印紙で保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と相違する。さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、60歳まで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月及び3か月とそれぞれ短期間である上、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで

私は、昭和43年に国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は義母の分と一緒に保険料を市の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は6か月と短期間である。また、国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押してもらったとする保険料の納付方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする市の集金人は、当時保険料の収納を取り扱っている上、申立人が保険料を納付していたとする申立人の義母は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年10月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私の母は、自身の分と一緒に、私の父、妻及び妹と同居していた昭和39年10月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、39年11月からは、妻が転居先の区で町会長に夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月から40年1月までの期間については、申立人は、当該期間の直前の国民年金保険料を納付しているとともに、当該期間のうち、39年4月から同年10月までの期間については、申立人の妻及び同居していたとする申立人の妹は、保険料が納付済みとなっている。また、転居先の区で町会長に保険料を納付したとする39年11月から40年1月までの期間については、申立人の説明は当該区が当時採用していた納付方法と合致する上、申立人の妻は保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年2月から41年3月までの期間については、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧である上、一緒に納付していたとする申立人の妻も、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私の母は、私が20歳になった時から昭和50年ごろまで、私と自身の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年12月ごろに払い出されており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立人が居住する区では、当該期間当時、区役所職員による保険料の集金が行われていたこと、申立人が所持する国民年金手帳及び領収証書により、当該期間直後の41年4月から平成6年3月までの保険料はおおむね現年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、母親から保険料を集金人への納付以外の方法で納付したことを聞いた記憶はないと説明しており、当該期間は手帳記号番号払出時点で過年度となるが、区の集金人は過年度保険料の収納を取り扱っていなかったことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

私は、20歳から60歳までの国民年金加入期間のすべての国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である上、前後の期間の保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和43年7月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月及び同年3月

私の妻は、昭和40年に私の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付するなど、私の保険料を漏れなく納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人の特殊台帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの保険料は41年7月5日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料も過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで

私は、理髪店に勤め始めたころに店の主人に国民年金への加入を勧められたので、自分で区役所で加入手続きを行い、数か月ごとに国民年金保険料を納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年3月ごろに払い出されており、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能である上、申立期間直前の昭和42年度の保険料を昭和44年6月に一括して過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料も過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6541

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

私はずっと実家で美容師をしており、親から給料をもらう都度きちんと国民年金保険料を納付していた。申立期間だけ納付していないということはあり得ず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、夫婦二人の国民年金保険料の免除申請手続をして、承認された。前後の期間が申請免除期間でありながら、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月から63年1月までの期間について、申立期間を除き国民年金保険料を免除されており、63年2月以降の保険料はすべて納付済みである。また、申立人夫婦は、申立期間前の61年2月に転居しているが、申立人は、転居前の区で保険料の免除について相談した際に転居先の区で免除申請手続を行うように言われたこと、転居先の区に転入手続をした際に以前に保険料の免除を受けていたこと及び当時の看板業での収入を説明し、その後免除申請を行ったこと、次の回の免除申請は郵送で行ったことを記憶しており、その説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私の夫は、夫婦二人の国民年金保険料の免除申請手続をして、承認された。前後の期間が申請免除期間でありながら、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月から63年1月までの期間について、申立期間を除き国民年金保険料を免除されており、63年2月以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである。また、申立人夫婦は、申立期間前の61年2月に転居しているが、申立人の夫は、転居前の区で保険料の免除について相談した際に転居先の区で免除申請手続を行うように言われたこと、転居先の区に転入手続をした際に以前に保険料の免除を受けていたこと及び当時の看板業での収入を説明し、その後免除申請を行ったこと、次の回の免除申請は郵送で行ったことを記憶しており、その説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、会社の寮のある区に転入届を提出した際、職員に国民年金への加入を勧奨されて、昭和44年9月に国民年金の加入手続を行い、昭和43年度の1年分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年9月時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能な期間であった上、申立人は、区役所で加入手続の際に作成された1年分の保険料を納付書により郵便局で納付したことを鮮明に記憶しており、過年度納付についての説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月まで

私は、個人商店に就職して20歳を迎えた時、会社から勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は3か月ごとに職場に来た集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年10月に払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、集金人が3か月ごとに住み込みで働いていた職場に来て、年金手帳に印紙を貼付していたと説明しており、当該納付方法は、申立人が当時居住していた区における保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月及び46年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和46年3月
② 昭和46年10月から同年12月まで

私は、従妹の勧めもあり、昭和46年3月に区役所で国民年金に加入するとともに、窓口で国民年金保険料を納付した。その後は、郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月及び3か月といずれも短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年3月に任意加入したことにより払い出されていることから、申立期間の保険料はいずれも現年度納付することが可能であった。

さらに、申立期間①については、任意加入手続直後の保険料を未納のままにしておくことは不自然であること、申立期間②については、前後の期間は納付済みであること、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の従妹は、20歳から第3号被保険者となるまでの保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてきた。一緒に納付してきた母、妻及び弟は申立期間の保険料が納付済みであるのに私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立人の妻、申立期間当時同居していた母親及び弟は、申立期間の保険料が納付済みである上、申立人夫婦の申立期間前後の保険料は同一日に現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料及び 51 年 10 月から 52 年 7 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 52 年 7 月まで

私の父は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、結婚後しばらくの間、保険料を納付していなかったが、昭和 50 年 12 月に再度加入手続を行い、52 年 8 月に厚生年金保険に加入するまでの間、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 1 月時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間は 12 か月と短期間である。また、申立期間②については、申立人は、50 年 12 月に国民年金の加入手続をして以降、当該期間直前まで付加保険料を含む国民年金保険料をすべて現年度納付しており、52 年 8 月に厚生年金保険に加入した際に、厚生年金保険加入期間に国民年金保険料を納付しないように注意したことを具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、母から「昭和39年度までの国民年金保険料は納付しておいたので、以後は自分で納付するように」と年金手帳を渡された。結婚後居住した区では、当初集金人に保険料を納付し、後には納付書で納付した。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立人の保険料を納付したとする母親は、当該期間を含めて保険料をすべて納付している。また、申立人は昭和38年11月に結婚して母親と別居しているが、申立人の所持する国民年金手帳により、婚姻後の住所地への住所変更年月日が40年7月となっていること、当該期間直前の昭和38年度の保険料は婚姻前の住所地で納付されていることが確認できることなど、39年度までの保険料を母親が納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、6か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間の前後の納付年月から、当該期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金の定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 昭和58年4月から平成3年3月まで

私は昭和51年4月以降、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していた。保険料は区役所、金融機関等で納付しており、妻が私の保険料を納めてくれたこともあった。申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料の定額保険料については、申立人は、前後の期間の定額保険料は納付済みである上、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②の付加保険料については、申立人及びその妻が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該期間の一部である昭和58年度の保険料は、昭和59年5月時点で作成された申立人の年度別納付状況リストでは未納と記録されているが、その後のオンライン記録では当該年度の定額保険料は納付済みとなっていることから、過年度納付されたものと推測でき、また、オンライン記録により、平成3年6月に当該期間の一部の保険料に係る過年度納付書が作成され、その後、過年度納付されていることが確認でき、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金の定額保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から42年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、20歳当時、父が経営する会社で姉と一緒に働いており、父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。婚姻後は、夫が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は12か月と短期間である上、当該期間直前の期間の保険料は前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年7月時点では、当該期間のうち、40年3月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳が発行された昭和47年1月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった上、申立人は、当該時期に国民年金手帳及び納付書を受け取ったことを記憶しており、その説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 5 月の婚姻時に区役所の職員に国民年金の加入を勧められ、加入手続をしてそれまで未納となっていた国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人が所持する領収証書により、申立期間直後の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を婚姻後に過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 38 年 7 月時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年7月14日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年7月14日

A社において平成18年7月14日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、同社は社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料が納付されていない状態であった。同社は、後に誤りに気づき、21年10月8日に社会保険事務所に当該期間の賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、時効により保険料が納付できず、厚生年金保険の給付には反映しない記録とされている。保険給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成18年7月14日に同社から賞与の支払を受け、当該支給額に基づく標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 8 日に、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして、遅れて届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
5977	男		昭和16年生		56万 円
5978	男		昭和31年生		64万 円
5979	男		昭和22年生		33万 円
5980	男		昭和25年生		94万 円
5981	男		昭和31年生		50万 円
5982	男		昭和31年生		43万 円
5983	男		昭和32年生		42万 円
5984	男		昭和31年生		63万 円
5985	男		昭和19年生		38万 円
5986	男		昭和36年生		34万 円
5987	男		昭和21年生		78万 円
5988	男		昭和37年生		68万 円
5989	女		昭和39年生		36万 円
5990	男		昭和40年生		100万 円
5991	男		昭和39年生		38万 円
5992	男		昭和37年生		55万 円
5993	男		昭和26年生		37万 円
5994	男		昭和38年生		45万 円
5995	男		昭和20年生		48万 円
5996	男		昭和35年生		52万 円
5997	男		昭和24年生		37万 円
5998	男		昭和27年生		30万 円
5999	男		昭和32年生		60万 円
6000	男		昭和27年生		38万 円
6001	男		昭和42年生		46万 円
6002	男		昭和38年生		67万 円
6003	男		昭和35年生		52万 円
6004	男		昭和43年生		30万 6,000 円
6005	男		昭和30年生		35万 円
6006	男		昭和29年生		50万 円
6007	男		昭和25年生		28万 円
6008	女		昭和47年生		42万 円
6009	男		昭和48年生		40万 円
6010	男		昭和49年生		49万 円
6011	男		昭和47年生		80万 円
6012	男		昭和47年生		80万 円
6013	男		昭和48年生		28万 円
6014	女		昭和51年生		45万 円
6015	女		昭和49年生		45万 円
6016	女		昭和50年生		62万 円
6017	男		昭和50年生		36万 円
6018	女		昭和51年生		43万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6019	男		昭和38年生		38万 円
6020	男		昭和52年生		23万 円
6021	男		昭和47年生		23万 円
6022	女		昭和48年生		28万 円
6023	男		昭和47年生		55万 円
6024	男		昭和52年生		28万 円
6025	女		昭和55年生		30万 円
6026	男		昭和54年生		40万 円
6027	男		昭和56年生		23万 円
6028	男		昭和53年生		32万 円
6029	男		昭和57年生		23万 円
6030	女		昭和55年生		26万 円
6031	女		昭和57年生		24万 円
6032	女		昭和57年生		22万 円
6033	女		昭和55年生		30万 円
6034	男		昭和20年生		50万 円
6035	男		昭和55年生		24万 円
6036	女		昭和56年生		22万 円
6037	女		昭和56年生		22万 円
6038	女		昭和56年生		34万 円
6039	女		昭和56年生		29万 円
6040	女		昭和57年生		22万 円
6041	男		昭和44年生		37万 円
6042	男		昭和57年生		21万 7,000 円
6043	男		昭和57年生		24万 円
6044	女		昭和57年生		20万 円
6045	女		昭和58年生		23万 円
6046	女		昭和57年生		21万 円
6047	男		昭和41年生		24万 円
6048	男		昭和51年生		20万 円
6049	男		昭和33年生		35万 円
6050	男		昭和56年生		7万 円
6051	男		昭和58年生		7万 円
6052	男		昭和60年生		7万 円
6053	女		昭和58年生		7万 円
6054	女		昭和58年生		7万 円
6055	女		昭和60年生		7万 円
6056	女		昭和58年生		7万 円
6057	女		昭和60年生		7万 円
6058	男		昭和44年生		7万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間にも継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人のA社に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、資格喪失日を昭和63年3月31日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間にも継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の担当者の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、資格喪失日を昭和56年4月30日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間にも継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の担当者の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、資格喪失日を昭和56年4月30日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月29日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、継続して勤務しており厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿の退職日の記録から、申立人は昭和45年3月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

そして、A社の事務責任者は、「保険料控除については、当時の資料は保存していないため不明ではあるが、現在と同様の取扱いをしていたとすれば、3月の保険料は控除していたと思う。」と供述していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社の子会社で現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月16日から同年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に在籍出向していたが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出のあった在職証明書から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年8月18日、資格喪失日に係る記録を5年8月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月18日から5年8月18日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していた証明として雇用保険被保険者離職票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった雇用保険被保険者離職票により、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、週5日のフルタイムで採用した直接雇用の有期契約職員については、厚生年金保険に加入させていると回答しているところ、雇用保険被保険者離職票の記載内容から判断すると、申立人は、直接雇用の有期契約職員であったと認められる。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和62年11月13日から63年11月13日までの期間、平成元年12月5日から2年1月5日までの期間、2年1月16日から3年1月5日までの期間及び15年2月1日から17年2月1日までの期間については、A社において雇用され、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間についてのみ、事業主が厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇用保険被保険者離職票に記載されている賃金額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年8月から5年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和44年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年10月から45年7月までは4万5,000円、同年8月から46年8月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月8日から46年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。同社には昭和44年10月8日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された入社日等証明、従業員カード及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和44年10月8日からA社B支社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人に係るC健康保険組合の資格取得日が昭和44年10月6日となっており、46年11月に社会保険事務所(当時)へ届出した申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の備考欄に「資格取得漏れ」との記載があることから、資格取得届の提出が遅延し、資格取得日を誤って届け出たのではないかと回答している。

さらに、同僚の供述及びA社の人事記録から、A社B支社において申立人と同じ営業職であった二人の同僚の入社日は、社会保険事務所(当時)に記録されている厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できることから、A社B支社においては、入社と同時に厚生年金保険の加入手続がされていたものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係るC健康保険組合の資格取得時の記録から、昭和44年10月から45年7月までは4万5,000円とし、申立人と同年代であり、A社B支社に同時期に入社した従業員の標準報酬月額の推移から、45年8月から46年8月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立どおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、事業主が昭和46年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る44年10月から46年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年2月1日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から50年2月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和50年2月1日にA社からB社へ異動したが、グループ会社間の異動であり、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C厚生年金基金から申立人の加入記録を引き継いだ、D厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳には、申立人のA社における資格喪失日は昭和50年2月1日と記載されている。

さらに同厚生年金基金は、申立期間当時、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月2日から48年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、C社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和48年2月1日にA社B工場からC社へ異動したが、グループ会社間の異動であり、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録により、申立人は、グループ会社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にA社B工場からC社へ異動）、申立人と同様に異動した同僚から提出のあった給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の適用事業所の記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

このことについて、A社は、申立期間当時は、C社が厚生年金保険の適用事業所となるための手続を行うのが遅れてしまったため、本来ならばA社B工場において昭和48年3月1日まで厚生年金保険に加入させるところを誤って同年2月2日を資格喪失日とする手続を行ったと説明しており、申立人と同様に異動した同僚も申立期間はA社B工場において厚生年金保険に加入し

ていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間については、A社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認めることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場の昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和48年2月2日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る48年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年11月30日から6年4月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年9月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月30日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から同年6月1日まで
③ 平成6年6月1日から同年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無く、申立期間③について厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から、申立人が当該期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日より後の同年5月9日付けで、申立人及び複数の同僚について、5年11月30日にさかのぼって資格を喪失した旨の処理が行われているところ、このように資格の喪失処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月30日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である6年4月1日とすることが必要であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、現在のオンライン記録では、A社の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年12月2日付け及び21年8月4日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、同社が新規適用事業所となった日は6年4月1日に訂正されており、当該同僚が保有していた給与支払明細書によると、当該同僚は申立期間②について厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、同社の事業主は、「申立期間②当時も従業員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、申立人についても、当該同僚と同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めるのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成6年6月の遡^{そきゅう}及訂正前の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年9月30日以降の同年10月3日付けで、申立人の同年6月から同年8月までの標準報酬月額が、53万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の事業主及び複数の従業員は、「申立人は、同社では主に工事現場の監督をしており、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影

響力は無かった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、昭和45年7月30日であると認められることから、申立期間の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和44年11月から45年6月までの期間の標準報酬月額に係る記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月30日から45年7月30日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社が倒産するまで代表取締役であった夫と勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員は、「会社が倒産した昭和45年7月ごろまで申立人は同社に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和45年7月30日以降の46年1月7日付けで、申立人の昭和45年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における被保険者資格喪失日が44年11月30日と記録されており、申立人と同様の処理が同社において被保険者となっている3人についても確認できる。

また、申立人は、A社の事業主の妻であり、同社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の社会保険事務の事務を代行していた顧問税理士は、「社会保険関係の書類の押印等、最終的な意思決定は社長が行っていた。」と供述しており、同社の二人の従

業員は、「同社では、社長が会社を仕切っていて、申立人も社長の指示の元に業務を行っていた。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が当該資格の喪失処理及び、標準報酬月額の時決定の取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に基づく記録が有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった日である昭和45年7月30日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり7万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を平成17年8月31日については53万2,000円、同年12月10日については108万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月31日
② 平成17年12月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成17年8月31日及び同年12月10日の賞与について記録が無い旨の回答をもらった。

賞与からの保険料控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成17年8月31日及び同年12月10日支給の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、当該賞与支払明細書から、申立期間①については53万2,000円、申立期間②については108万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年8月31日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金基金加入期間通知書（写し）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、結婚による転居に伴って昭和49年4月1日付けでA社D支店に転勤したと供述していること（厚生年金保険の被保険者資格は同日付けで同社本社で取得）、また、申立人と同様に同年4月1日付けで同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している6名の従業員全員が、転勤前の支店において同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の同社C支店における資格喪失日を49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、同社C支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事情を知る担当者もいないことから不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年3月31日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合、または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年4月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月7日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月4日から同年6月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間の厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿、雇用保険の記録及びA社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しから、申立人は昭和40年4月4日に同社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、申立人から提出された申立期間の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、上記のA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和40年4月4日に被保険者資格を取得した者のうち、同名簿の備考欄に「資格取消」と記載されている者が申立人のほかに12名いるが、申立人及びこれら従業員の同名簿には、取消処理が行われた日付及び事由等の記載は無い。

また、オンライン記録によると申立人は、昭和40年4月4日に払い出された厚生年金保険手帳記号番号により同年6月7日にA社本社で被保険者資格を取得しており、同様に上記12名のうち11名の従業員についても、上記の被保険者名簿において40年4月4日付けで被保険者資格を取得したとされた

際の記号番号によって同年6月7日付けで被保険者資格を取得している者がいる。なお、厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人に係る記載に「資格取消」の記載は無い。

さらに、A社から提出された人事略歴から、申立人は、昭和40年6月7日付けで同社B事業所から同社本社へ異動していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険庁（当時）における申立人の厚生年金保険に係る記録管理は適正でなかったと認められるとともに、社会保険事務所（当時）において、申立人の被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められないことから、事業主は、申立人について昭和40年4月4日にA社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月7日に、同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和40年4月4日の資格取得時の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和62年1月31日まで勤務し、厚生年金保険料の控除があったので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述及び同社の事業主が「申立人は昭和62年1月末まで勤務して退社した記憶がある。当社の厚生年金保険料は当月控除であり、申立人が言うように申立人の同月分の保険料は控除したと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、同社に昭和62年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料は無いものの、当時の事務担当者が申立人に係る資格喪失日の手続を誤ったと思うと供述していることから、事業主は昭和62年1月31日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業

主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 6077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間を含めて継続して勤務しているため、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び申立人と同日付けで異動しているA社の同僚から提出された給与明細カード（写し）から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の社内報によると申立人らの発令日は昭和39年7月21日とされているが、同社の複数の同僚は、「昭和39年7月中は、C事務所においてD支店の設立準備業務を行い、同支店の建物が完成した同年8月初めに同支店に移った。」と供述していることから、申立人の同社C事務所における資格喪失日を39年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事務所における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C事務所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

また、同事務所は清算されていることから、元事業主へ確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月16日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録、雇用保険の記録及びA社健康保険組合による申立人の健康保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年3月16日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った可能性を認めていることから、事業主は昭和43年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月31日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年10月31日より後の同年11月5日付けで、申立人の標準報酬月額は、3年10月から4年9月までの期間について、53万円から11万8,000円に遡及^{そきゆう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、当時の他の取締役及び従業員は、「申立人は当時取締役であったが、B支社長であり、本社で行っていた社会保険事務に関与する立場になかった。」旨の供述をしており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社から関連会社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び失業保険被保険者転入届受理通知書から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年7月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）のA社における申立人の昭和43年5月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が昭和43年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年11月1日まで

社会保険事務所（当時）職員の個別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が相違しており、標準報酬月額についても、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成3年10月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社が適用事業所に該当しなくなった平成4年2月29日より後の同年4月22日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、2年7月から3年9月までの期間、53万円が8万円に遡及して引き下げられ、被保険者資格の喪失日が3年10月31日となっていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は営業担当であり、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において資格喪失日に係る有効な記

録及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である平成3年11月1日、標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録の平成10年7月1日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年7月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社から派遣されたC社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。B社は、手続の誤りに気づき、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に申立人を派遣したB社が作成した平成10年分給与所得の源泉徴収票、賃金台帳及び派遣元管理台帳から、申立人がC社に平成10年1月1日から同年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている保険料控除額及び社会保険事務所（当時）のA社における申立人の平成10年6月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当時、事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が平成10年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年9月1日まで
会社主催の年金セミナーに出席したところ、社会保険庁（当時）に連絡してほしいとのことから、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会した結果、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に新入社員研修から配属先への異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和51年9月1日にA社B工場からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和51年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月1日から45年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同会には、昭和45年3月1日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和44年10月から45年2月までの給与明細書及びA会の事業主の供述により、申立人が同会に昭和45年3月1日まで勤務し(昭和45年3月1日にA会から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所(当時)に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が昭和44年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月から45年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年3月15日、同年7月16日及び同年12月15日に支給された賞与において、それぞれ31万円、35万円及び33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年3月15日は31万円、同年7月16日は35万円及び同年12月15日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月15日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月15日

申立期間①、②及び③において、事業主であるA事務所により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。A事務所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給与支払明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（31万円、35万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月15日、同年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額（31万円、35万円及び33万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年3月15日、同年7月16日及び同年12月15日に支給された賞与において、それぞれ26万円、25万円及び24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年3月15日は26万円、同年7月16日は25万円及び同年12月15日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月15日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月15日

申立期間①、②及び③において、事業主であるA事務所により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。A事務所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所が保有している給与支払明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（26万円、25万円及び24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月15日、同年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額（26万円、25万円及び24万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年6月27日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、誤りに気づき、その後社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該標準賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料について

も、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6089	男		昭和15年生		150万円
6090	男		昭和22年生		150万円
6091	男		昭和21年生		150万円
6092	男		昭和22年生		150万円
6093	男		昭和25年生		150万円
6094	男		昭和22年生		150万円
6095	男		昭和23年生		150万円
6096	男		昭和24年生		150万円
6097	男		昭和26年生		150万円
6098	男		昭和22年生		150万円

厚生年金 事案 6099～6111（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月7日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、平成19年度決算時に誤りに気づき、その後社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6099	男		昭和32年生		14万4,000円
6100	男		昭和44年生		24万9,000円
6101	男		昭和50年生		35万4,000円
6102	男		昭和13年生		7万2,000円
6103	男		昭和26年生		20万4,000円
6104	男		昭和50年生		35万円
6105	男		昭和52年生		20万9,000円
6106	男		昭和47年生		17万5,000円
6107	男		昭和34年生		27万1,000円
6108	女		昭和55年生		21万8,000円
6109	男		昭和56年生		5万円
6110	男		昭和54年生		23万5,000円
6111	男		昭和35年生		16万6,000円

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年9月10日、資格喪失日が9年9月21日とされ、当該期間のうち、同年8月21日から同年9月21日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月21日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月21日から同年9月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書兼領収書、保険料控除に係る証明及び異動辞令の記録等により、申立人はA社に平成9年9月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書兼領収書の厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付していないとしていることから、事業主は、平成9年8月21日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年5月から5年9月までの期間は41万円、同年10月から6年3月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年4月30日まで

社会保険事務所（当時）の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。申立期間においては、同社で営業の仕事をしており、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から5年9月までの期間については41万円、同年10月から6年3月までの期間については36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年4月30日の後の同年5月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は、8万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の従業員は、「申立人の業務は営業及び現場監督であり、当該事業所の経理及び社会保険の手続は、親会社であるB社が行っていた。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成4年5月から5年9月までの期間については41万円、同年10月から6年3月までの期間については36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和59年4月10日、資格喪失日が62年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月25日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月25日から同年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和62年6月25日となっていた。同事業所を退職したのは、同年6月末日であるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所から提出された申立人に係る退職証明書等から判断すると、申立人は、同事業所に昭和62年6月30日まで勤務していたことが認められる。

また、A事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険料について、引き続き給与から控除していた旨回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日に係る事務手続を誤ったとしていることから、事業主が昭和 62 年 6 月 25 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月1日から同年10月1日までの期間についての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から同年10月1日まで
② 平成5年4月29日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、平成4年9月1日から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、平成5年4月28日に退職しているものの、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、給与支払明細書及び雇用保険の記録等により、申立人は、A社に平成4年9月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成4年9月の給与支払明細書における給与支給額及び保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年9月の保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書により、申立人は平成5年4月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人は、A社を平成5年4月28日に退職したと供述している上、雇用保険の記録においても離職日は同日であることが確認できる。

また、事業主は、申立人のA社における退職日は平成5年4月28日であると回答しており、当月の保険料を誤って控除したことを認めている。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成5年4月29日であり、申立人の主張する同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成21年5月に誤りに気づき、社会保険事務所（当時）に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、給付には反映されていないので、申立期間に係る厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年7月1日に、A社から賞与の支払を受け、標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出し

ていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、それぞれ申立期間①は60万円、申立期間②は68万2,000円、申立期間③は61万4,000円及び申立期間④は60万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月1日
② 平成17年12月5日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成21年5月に誤りに気づき、社会保険事務所（当時）に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、給付に反映されていないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①から④までの標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、当該期間のうち申立期間①は60万円、申立期間②は68万2,000円、申立期間③は61万4,000円及び申立期間④は60万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、それぞれ申立期間①は57万円、申立期間②は60万2,000円、申立期間③は55万5,000円及び申立期間④は60万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月1日
② 平成17年12月5日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成21年5月に誤りに気づき、社会保険事務所（当時）に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、給付に反映されていないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①から④までの標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、当該期間のうち申立期間①は57万円、申立期間②は60万2,000円、申立期間③は55万5,000円及び申立期間④は60万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年11月から8年7月までは53万円、同年8月から11年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から11年9月13日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業の取締役で勤務したが、社会保険関係の事務手続に關与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、平成7年11月から8年7月までは53万円、同年8月から11年8月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成11年9月13日）の後の同年9月17日付けで、申立期間について9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、平成8年6月*日から同社が破産宣告を受ける11年9月*日まで取締役であったことが確認できるが、同社の当時の代表取締役及び複数の従業員は、「申立人は、営業担当の取締役であり、厚生年金保険関係の事務に関わってはいなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に關与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年11月から

8年7月までは53万円、同年8月から11年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月 28 日及び同年 8 月 6 日における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、申立人の平成 17 年 7 月 25 日における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万 8,000 円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 4 月 28 日は 6 万 3,000 円、同年 8 月 6 日及び 17 年 7 月 25 日は 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 17 年 7 月 25 日については、訂正前の標準賞与額（30 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 28 日
② 平成 16 年 8 月 6 日
③ 平成 17 年 7 月 25 日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。また、申立期間③に係る標準賞与額が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違していることが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間③における標準賞与額は、当初30万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に30万8,000円から38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（30万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る賞与支給明細書等により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は6万3,000円、申立期間②は38万円、申立期間③は38万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は6万3,000円、申立期間②及び③は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間③については、訂正前の標準賞与額（30万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 25 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 5,000 円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 24 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 21 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違していることが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 2 万 5,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 5 月に 2 万 5,000 円から 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）では

なく、当初記録されていた標準賞与額（2万5,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった「支払賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「支払賞与一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 90 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 70 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（90 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 90 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（70 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違していることが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 70 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月に 70 万円から 90 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（90 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（70 万円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（90万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、90万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年1月26日、資格喪失日が平成4年6月27日とされているが、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を62年1月26日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年1月26日から同年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。グループ会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された定時株主総会議事録及び同社の「グループ間の異動なので、保険料を控除していたはず。」との回答から、申立人はA社に昭和62年1月26日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成6年7月12日付けで申立人に係る資格取得届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月21日、同社D工場における資格取得日に係る記録を同年5月21日にそれぞれ訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月20日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年5月21日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、転勤時の資格喪失・取得における手続ミスを認めて、「社会保険事務所（当時）へ保険料を納付していない。」と回答していることから、事業主が昭和35年5月20日をA社C工場の資格喪失日とし、同年6月1日を同社D工場の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当

した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は 150 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。しかし、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該訂正の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 16 年 6 月 30 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 6 月 30 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届の当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 7 月 15 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが

確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は 150 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。しかし、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該訂正の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 16 年 6 月 30 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 6 月 30 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届の当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 7 月 15 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが

確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は 150 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。しかし、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該訂正の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 16 年 6 月 30 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 6 月 30 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届の当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 7 月 15 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが

確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年5月23日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらった。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る給与明細書、雇用保険の加入記録等から、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和37年5月23日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が既に解散しているため事業主には確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年2月10日）及び資格取得日（同年6月10日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月10日から同年6月10日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された従業員名簿及び「申立人は休職などをしたことはなく、継続勤務していた。」との元同僚の供述から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立期間当時、給与計算の最終の点検を行っていた元同僚は、「申立人は、間違いなく申立期間も給与から保険料が控除されていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無く不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社

会保険事務所（当時）がこれを記録することは考えられないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 2 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年4月16日、資格喪失日が4年5月1日とされているが、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。グループ会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された転籍通知書並びに申立期間に係る給与明細書から、申立人は、平成2年4月16日から4年4月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月の社会保険事務所（当時）の記録及びA社から提出された申立期間に係る給与明細書から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年4月14日付けで申立人に係る資格喪失届を提出したこと

が確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月29日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和25年6月29日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が解散しているため事業主には確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 56 年 1 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 56 年 2 月 28 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 54 年 8 月から 56 年 1 月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社では、昭和 54 年 8 月と 55 年 10 月の定時決定が取り消され、申立人を含む 22 名の標準報酬月額の記録が遡及^{そきゅう}して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、申立人が同社を退職した 56 年 2 月 27 日以降に、54 年 8 月から 55 年 9 月まで 32 万円、同年 10 月から 56 年 1 月まで 41 万円がいずれも 8 万円に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）がこのような訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

一方、A社の複数の元同僚は、「申立人は、営業担当で社会保険事務に従事していなかった。社会保険の手続や資金繰りについては、当時経理を担当していた者以外は分からない。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所（当

時)に当初届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を昭和54年8月から55年9月までは32万円、同年10月から56年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4年6月から同年7月までは18万円、同年8月から5年2月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月8日から5年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員情報から、申立人は、同社に継続して勤務し（平成4年6月8日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となる平成5年3月1日までは、本社で従業員を厚生年金保険に加入させていたと回答している。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成4年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年6月及び同年7月は18万円、同年8月から5年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「資格喪失日を誤って届け出た。」と間違いを認めていることから、

事業主が平成4年6月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月から5年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4年6月から同年7月までは18万円、同年8月から5年2月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月8日から5年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員情報から、申立人は、同社に継続して勤務し（平成4年6月8日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となる平成5年3月1日までは、本社で従業員を厚生年金保険に加入させていたと回答している。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成4年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年6月及び同年7月は18万円、同年8月から5年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「資格喪失日を誤って届け出た。」と間違いを認めていることから、

事業主が平成4年6月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月から5年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 56 年 3 月 23 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 54 年 8 月から 56 年 2 月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社では、昭和 54 年 8 月及び 55 年 10 月の定時決定が取り消され、申立人を含む 22 名の標準報酬月額の記録が遡及^{そきゅう}して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、申立人が同社を退職した 56 年 3 月 22 日以降に、54 年 8 月から 55 年 9 月まで 19 万円が 9 万 2,000 円、同年 10 月から 56 年 2 月まで 20 万円が 9 万 8,000 円に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）がこのような訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員でないことが確認できるとともに、同社の複数の元従業員は、「社会保険手続や資金繰りについては、当時経理を担当していた者以外は分からない。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につ

いて有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年5月15日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年11月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額を、28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月21日から同年11月1日まで
② 平成3年11月1日から4年7月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、さらに、平成3年11月30日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録及びA社の解雇通知から判断すると、申立人は、同期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格は、平成4年5月15日を処理日として、3年11月30日付けで資格喪失されており、事業主以下の申立人を含めた従業員4名全員について、同日を資格喪失日とする処理が行われている。また、同社は3年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、5年2月9日を処理日として3年11月1日の被保険者資格取得時の標準報酬月額28万円が、遡及して8万円に訂正されていることが確認でき、同処理についても、事業主以下の申立人を含めた従業員4名全員について同様の処理が行われている。

また、A社は、平成3年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくな

っているが、同社の商業登記簿謄本により、4年9月*日まで法人格を有する事業所であったことが確認できることから、同社は申立期間②において、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

さらに、A社の取締役であった元従業員は、「A社の事業主が個人的に債務保証していた会社が倒産したため同社は連鎖倒産したものであり、同社では保険料が払えなかったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る平成3年11月30日付けの被保険者資格喪失の処理及び3年11月の被保険者資格取得時における標準報酬月額についての訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立期間②の申立人のA社における資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた平成4年5月15日に訂正し、また、3年11月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、28万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年5月16日から同年7月1日までの期間については、A社における給与からの保険料控除の方法は翌月控除であったと認められるところ、申立人が提出した賃金明細書によると、申立人の同年6月分以降における給与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できないことから、同年5月及び同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、申立人はB社に勤務し、この間に厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は申立期間当時の資料を保存していないことから、当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について、確認することができない。

また、B社の元従業員1名は「入社当時、事務担当者からB社は従業員の入退社の激しい会社なので、ある程度様子を見てから社会保険に入れると言われた。」と供述しており、また、同社の事業主は、「デザイナーや企画関係の従業員については、能力をみるために入社後3か月程度は社会保険に入れなかったが、申立人については、入社時期は記憶していないものの、総務関係であったので早く正社員にした記憶がある。区切りのよいところで月の初めから社会保険に入れたと思う。」と供述していることから、B社では必ずしも入社と同時に、従業員を社会保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のB社における雇用保険の記録は、昭和63年11月1日からであり、申立期間①において申立人の雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から23年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、A社D工場から同社C支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出している従業員名簿及びB社に対する照会回答結果から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和22年9月1日にA社D工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和41年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月25日から同年12月1日まで

A社C支店から同社本社に転勤した際の、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職期間証明書、社員台帳及び同社の回答書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年11月25日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年7月19日、資格喪失日が8年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月29日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月29日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在職期間証明書、退職所得申告書及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が、同社に平成8年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月7日に社会保険事務所（当

時) に対して、申立人の被保険者資格喪失に係る訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成18年7月20日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年7月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険料控除証明書から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6143	女		昭和22年生		43万8,000円
6144	女		昭和30年生		30万7,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成18年6月20日に支給された標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年6月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成18年6月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険料控除証明書から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6145	男		昭和32年生		135万4,000円
6146	男		昭和24年生		125万円
6147	男		昭和25年生		150万円
6148	男		昭和32年生		135万4,000円
6149	男		昭和32年生		98万9,000円
6150	男		昭和35年生		79万5,000円
6151	男		昭和42年生		77万1,000円
6152	男		昭和45年生		74万8,000円
6153	男		昭和41年生		80万9,000円
6154	男		昭和42年生		102万3,000円
6155	男		昭和51年生		44万7,000円
6156	男		昭和25年生		83万4,000円
6157	男		昭和24年生		72万2,000円
6158	男		昭和36年生		66万1,000円
6159	男		昭和37年生		150万円
6160	男		昭和32年生		150万円

東京厚生年金 事案6162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の1か月が未加入となっていることが分かった。その間、異動はあったものの、同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出のあった在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年12月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年10月の社会保険事務所（当時）の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和56年11月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6163

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は昭和48年9月4日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月3日から同年9月4日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社B事業所からA社本部に転勤した際の加入記録について空白期間がある旨の回答をもらった。

本件の申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することではなく、年金支給額に変更がないことは承知しているが、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所において昭和42年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年9月3日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出された在籍証明書及び人事記録により、申立人は、昭和48年9月3日までA社B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日を、昭和48年9月4日とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月4日から38年9月30日まで
② 昭和38年10月19日から39年10月11日まで
③ 昭和40年5月20日から42年10月25日まで

平成16年10月に、社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いし、支給されたとする時期は子供の世話で忙しく、当該手続を行う余裕などは無かったので、脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和45年3月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る最終事業所の女性被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無く、当該名簿に「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と434円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成4年7月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月から同年6月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年7月7日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には平成4年3月から6月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成4年7月6日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。しかし、オンライン記録では、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。しかし、同日以降の同年8月25日に、申立人を含む24名について、同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、被保険者の資格喪失日を同年3月31日にさかのぼって訂正されている。

しかしながら、社会保険事務所（当時）のA社に係る当該訂正処理前の記録から、同日において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、同社について、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の

記録における離職日の翌日である平成4年7月7日であると認められる。

また、平成4年3月から同年6月までの標準報酬月額については、同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から同年12月までの期間については47万円に、5年1月及び同年2月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年3月31日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年12月までの期間は47万円、5年1月及び同年2月は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）の後の同年4月28日付けで、申立人の標準報酬月額は4年1月から5年2月までが15万円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、昭和63年12月*日から平成8年6月*日まで同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、当時のA社の代表取締役が「当時、会社は借入金が多く、その返済に苦しんでいた。標準報酬月額の減額訂正の届出は自分が行った。」旨、また、当時の同社の取締役が、「申立人は取締役ではあったが、工場現場の業務に就いていた。」旨それぞれ供述していることから、申立人が自身等の標準報酬月額の減額訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につ

いて有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成4年1月から同年12月までの期間は47万円、5年1月及び同年2月は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年3月18日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和33年3月18日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された人事記録及び同社健康保険組合の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

そして、C社の人事担当者は、「申立人は、昭和33年3月18日に正社員として入社しており、正社員であれば、試用期間中であつたとしても、厚生年金保険には加入しているはずである」旨供述していることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和33年4月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成16年3月1日であると認められることから、申立期間のうちの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日から平成16年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成16年3月1日に同社の取締役を退任していることが確認できるとともに、申立人は申立期間に係る給与明細書を所持していることから、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成15年10月1日の後の平成17年1月17日に、さかのぼって平成15年9月30日として記録されていることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管するA社の資料によると、平成15年10月以降、社会保険事務所からの度々の督促にもかかわらず厚生年金保険料が納付されず、平成17年1月14日に、当時の代表取締役から、従業員の資格喪失及び同社を厚生年金保険の適用事業所でなくする届出が社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、

申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人が所持する給与明細書及び商業登記簿謄本における記録から判断し、平成16年3月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た標準報酬月額の記録から59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成10年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成4年10月30日から同年11月1日まで
② 平成10年8月29日から同年9月1日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の給与明細書及び同社の社会保険事務責任者の供述により、申立人は、同社に平成4年10月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の平成4年10月の給与明細書における厚生年金保険料控除額及び同年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の給与明細書及び同社の社会保険事務責任者の供述により、申立人は、同社に、平成10年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成10年8月の給与明細書における厚生年金保険料控除額及び同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和59年4月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの標準報酬月額は、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月31日から平成2年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び従業員の供述並びに雇用保険の記録から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む17名の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和59年1月31日の後の同年4月2日に、さかのぼって同年1月31日として記録されていることが確認できる上、同17名のうち2名については、資格喪失日が、当初59年2月21日と記録されていたものが、同年4月2日に、同記録が取り消された上で、さかのぼって同年1月31日に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「同社は経営が苦しく、社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所（当時）から再三呼出しを受けていた。社会保険事務所の担当官から、厚生年金保険料の未納分のある時期まで、さかのぼって同社を厚生年金保険の適用事業所でなくする手続をすることと、これに合わせて同社の従業員の被保険者資格をさかのぼって喪失させる手続をするように指導され、同社はそれに従った。これらの手続を行った昭和59年4月2日までの未納期間については、従業員の給与から、厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は申立人の被保険者資格喪

失に係る処理日（昭和 59 年 4 月 2 日）において、法人として登記されており、また、上記訂正処理前の記録からも、同日において同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理を、さかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、社会保険事務所がさかのぼった処理を行った昭和 59 年 4 月 2 日とすることが必要である。また、申立人の同年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額、事業主が当初届け出た標準報酬月額の記録から 12 万 6,000 円とすることが必要である。

他方、申立期間のうち、申立人の被保険者資格喪失に係る処理が行われた昭和 59 年 4 月 2 日から平成 2 年 6 月 1 日までの期間については、A 社は、昭和 59 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同社は、再び平成 2 年 6 月 1 日に適用事業所となっていることから、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が提出した昭和 61 年及び 62 年の源泉徴収票を確認したところ、給与からの社会保険料の控除額は、雇用保険料の相当額にも満たない額であることから、両年については、申立人の給与から厚生年金保険料の控除は無かったことがうかがえる。

さらに、昭和 63 年 9 月に A 社の経営立て直しのために入社した税理士は、入社当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、改めて同社を適用事業所とするために、自ら何度も社会保険事務所（当時）に足を運んだと供述している。なお、同税理士は、自身が入社してから同社が改めて適用事業所となるまでの間には、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

加えて、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会したが、厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、当時の A 社の事業主は、同社は平成 17 年 9 月 * 日に解散しており、申立期間当時の資料は保存されていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月 2 日から平成 2 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月16日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には本社からB支店へ異動しているが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社B支店に継続して勤務し（昭和44年7月16日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年2月21日、資格喪失日が21年1月1日とされ、当該期間のうち、18年2月21日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を18年2月21日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月21日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び賃金台帳により、申立人が、同社に平成18年2月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格取得訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に転勤はあったが、昭和47年4月1日から現在まで同社に継続して勤務しているため、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「個人別給与台帳」、「従業員台帳」及び雇用保険の記録等から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和63年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記「個人別給与台帳」の厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の同社B工場における資格喪失日を誤って昭和63年3月31日と届け出たとしていることから、同社は、同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における資格喪失日は、平成7年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、平成6年4月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から7年3月までの期間は32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月29日から7年10月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、平成7年10月ごろまで勤務していた記憶があるので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち平成7年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成7年4月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年3月30日）の後の同年4月28日付けで、6年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年3月30日）において、上記訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成6年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正

があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の平成7年4月1日であると認められる。

また、平成6年4月から7年3月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から、6年4月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から7年3月までの期間は32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成7年4月1日から同年10月ごろまでの期間については、雇用保険の記録では、申立人は、平成7年3月31日にA社を離職し、その後、雇用保険の失業等給付における基本手当を受給していることが確認できることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたとは認め難い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成6年4月から同年7月までの期間は41万円、同年8月から7年4月までの期間は30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月29日から7年5月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、平成7年4月末日まで勤務していたので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成7年4月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月30日）の後の7年4月28日付けで、6年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年3月30日）において、上記訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成6年4月29日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、申立人の資格喪失日に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平

成7年5月1日であると認められる。

また、平成6年4月から7年4月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から、6年4月から同年7月までの期間は41万円に、同年8月から7年4月までの期間は30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成8年1月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年8月及び同年9月は30万円、同年10月から同年12月までの期間は32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から8年1月27日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成8年1月27日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年8月31日）の後の8年3月6日付けで、7年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社が適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）において、上記訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成7年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、訂正処

理前の8年1月27日であると認められる。

また、平成7年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録から、平成7年8月及び同年9月は30万円、同年10月から同年12月までの期間は32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年11月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から同年11月21日まで
厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成7年11月20日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、当初、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成7年11月21日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年8月31日）の後の8年3月6日付けで、7年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社が適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）において、上記訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成7年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正があっ

たとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、訂正処理前の7年11月21日であると認められる。

また、平成7年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録から、平成7年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社研究所における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年4月1日に同社研究所から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和44年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、C健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者資格喪失届及び取得届の日付けが社会保険事務所(当時)の記録と一致していることが確認でき、当該健康保険組合及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考えられないことから、事業主が申立人に係る同社研究所の喪失日を昭和44年3月20日と誤って届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和26年10月7日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和30年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月7日から27年6月1日まで
② 昭和30年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和26年10月7日に入社し、56年3月31日まで継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員カードから判断すると、申立人は、昭和26年10月7日から同社本社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「同社では、嘱託職員、正社員の区別無く入社日から社会保険への加入手続を行っていたはずであり、申立人も昭和26年10月分から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答しており、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る昭和27年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当であ

る。

- 2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員カードから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年11月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和30年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年7月1日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳及び賞与支払届の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日付けで、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年8月11日、資格喪失日が同年11月19日とされているが、当該期間のうち同年10月19日から同年11月19日までの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月19日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月19日から同年11月19日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の納付記録が無い旨の回答をもらった。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員台帳から、申立人は同社に継続して勤務し(昭和49年11月19日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤りを認めて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

21年9月24日付けで、資格喪失日に係る届出を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和20年3月1日とされているが、その原因欄には「転勤」と記載されていることや、申立人の申立期間における勤務実態に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、資格喪失日以降も同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所の記録においては、A社C工場は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

一方、申立人と同様に、A社において、本社からC工場に転勤したことが確認できる複数の従業員については、本社で昭和20年3月1日以降も厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

また、A社の社史によると、昭和19年4月に軍需会社に指定され、同年5月から本社一括の予算統制が行われていたとの記載があり、申立人を含む本社以外の事業所の従業員の給与についても、本社一括管理の下で支払われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立期間も継続して厚生年金保険の被保険者であったと認めることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記被保険者名簿には、昭和20年3月1日に「転勤」と記載されており、この日付は、社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった賃金台帳から、申立人は、同社に継続して勤務し(平成18年7月1日に同社のグループ会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成18年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係るA社における資格喪失日を平成18年6月1日と誤って届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年6月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社からB社に出向した期間で継続して勤務していたのは確かであり、申立期間は厚生年金保険の被保険者であったことは明らかなので、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する人事記録台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年4月16日付けでA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所の記録では、申立期間当時、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、A社人事室の担当者は、「当時の人事記録から、申立人は在籍出向していたことが確認できる。」と回答しており、B社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和44年4月1日まで、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に転勤はあったが、現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社員個人台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和50年5月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和50年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②のA社D支店における資格喪失日を昭和29年12月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月26日から同年8月1日まで
② 昭和29年11月15日から同年12月15日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和28年5月4日に入社後、異動等はあったが、申立期間①及び②は間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が保有する人事台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和29年7月26日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の適用事業所の記録では、申立期間①当時、A社D支店は厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、B社の人事部庶務グループの担当者は、「在籍しているのであれば勤務していたはずであり、

厚生年金保険料は控除していると思う。」と回答していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる昭和29年8月1日まで、申立人は、同社C支店において厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和29年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社が保有する人事台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和29年12月15日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の適用事業所の記録では、申立期間②当時、A社E支店は厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、B社の人事部庶務グループの担当者は、「在籍しているのであれば勤務していたはずであり、厚生年金保険料は控除していると思う。」と回答していることから、申立人は、A社D支店において厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和29年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人から提出のあった辞令書から、昭和29年11月15日にA社E支店開設準備事務担当の記録及び同年12月15日に同社E支店勤務の記録があり、それぞれの辞令日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主は、同年11月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和24年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間にも継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供された申立人に係る「就業期間証明書」及び同社が社会保険事務所（当時）に願い出た「厚生年金資格喪失年月日訂正願」に添付された「辞令」により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年11月1日にA社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を昭和24年10月31日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係

る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらった。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年4月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和23年3月1日）及び資格取得日（昭和24年2月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年3月から同年7月までの期間は600円、同年8月から24年1月までの期間は2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から24年2月15日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和22年12月10日の入社から63年2月11日の退社までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社（現在は、C社）には、昭和22年12月10日の入社から63年2月11日の退社まで継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和22年12月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年3月1日に被保険者資格を喪失後、24年2月15日に同社同工場において再度、被保険者資格を取得しており、23年3月から24年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された、C社D支店の退職の際に受領した「退職手当計算書」及び申立人が昭和63年9月26日に税務署に提出し文書收受された「昭和63年分の退職所得に対する源泉徴収税額の過納額還付請求書」における勤務期間の記録により、申立人は、正社員として22年12月10日から63年2月11日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の「退職手当計算書」及び申立人の年金受託金融機関から税務署に提出された「退職所得の受給に関する申告書」では、申立人の退職金支払対

象となる勤務期間について、昭和 22 年 12 月 10 日の入社から 63 年 2 月 11 日の退社までの申立期間を含めた在職期間すべてに係る給与支払期間を算入していることが確認できる。

なお、現在の A 社常務取締役は、同社の関係書類が 10 年保存のため、申立期間当時の申立人について勤務の実態や厚生年金保険の控除については記録が残されていないが、申立人が継続して勤務していたにもかかわらず、当該記録が抜けていることについては原因が不明であると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 23 年 3 月から同年 7 月までの期間は 600 円、同年 8 月から 24 年 1 月までの期間は 2,700 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、文書保存規定上、資料が残されておらず、申立人に係る厚生年金保険料の納付は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月28日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された申立人に係る在籍証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、昭和41年5月28日に同社D事業所から同社C事業所に異動しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って昭和41年6月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

A社B支店に昭和28年4月1日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C国民健康保険組合の加入記録及びA社から提出された申立人の職員カードから判断すると、申立人は同社B支店に昭和28年4月1日から勤務していたことが確認できる。

また、A社の人事担当者は、申立期間当時から同社においては、社員を入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いであると回答している。

さらに、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同期入社の同僚2名の被保険者資格の取得日は昭和28年4月1日となっていることが確認でき、同僚1名は、申立人が同年4月に同社に入社していることを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得届等の当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月16日から同年3月1日

A社C営業所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に営業所間の異動はあったが厚生年金保険料は給与から控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和37年2月からの給与明細書、雇用保険の記録及び複数の元従業員の回答により、申立人は、申立期間にA社C営業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和37年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、現在のB社本社の業務管理部担当者は、当時の資料は保存されておらず、当時の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年4月から3年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間には取締役ではあったが、社会保険に関する事務は担当していなかったため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年9月30日の後の同年12月7日に、遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間及び標準報酬月額の訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社従業員は、「申立人は、申立期間当時、翻訳の管理を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に、また、資格喪失日に係る記録を41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年11月から38年11月までは2万円、41年1月から同年6月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月1日から38年12月15日まで
② 昭和41年1月1日から41年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和32年4月1日に前身のB社に採用され、昭和41年7月1日付けでC社へ移籍するまで、確かに継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出のあった在職証明書、同社の事業主及び当時の取締役の供述から、申立人は、申立期間①も継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の被保険者資格取得日を昭和38年12月15日とした届出が40年12月23日付けで社会保険事務所（当時）において受付されていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「本来ならば昭和35年11月1日を申立人の資格取得日として届出をしなければいけないところ、事務担当者が資格取得の手続を失念していたため、届出の提出が大幅に遅れてしまった。申立期間①当ても申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述してい

る。

これらのことから、申立人の資格取得日の記録が昭和 38 年 12 月 15 日となっているのは、A 社の事業主による届出が遅延したため、時効により届出が提出された 40 年 12 月から 2 年しかさかのぼって資格取得日の決定ができなかった結果によるものと考えられ、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和 38 年 12 月の社会保険事務所の記録（当時）から、2 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、A 社から提出のあった在職証明書及び同社の事業主の供述から、申立人は、申立期間②も継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、昭和 41 年 1 月 1 日を資格喪失日として社会保険事務所に届出していることが確認できる。

このことについて、A 社の事業主及び当時の取締役は、「当時の申立人は海外へ赴任していたが、その赴任先が閉鎖することとなったので、同社から C 社に申立人の移籍を打診し、昭和 41 年 7 月 1 日付けの移籍を決定した経緯があるので、空白期間が生じることはありえない。」、「申立人の資格喪失日を 41 年 1 月 1 日として社会保険事務所（当時）へ届出したのは、当方の手続ミスであり、申立期間②当時も申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらのことから、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和 40 年 12 月の社会保険事務所の記録（当時）から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が資格取得日を昭和 38 年 12 月 15 日として、資格喪失日を 41 年 1 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 35 年 11 月から 38 年 11 月までの保険料及び 41 年 1 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月5日から同年6月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る在職証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和25年5月5日に同社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和25年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を30万円、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月21日から同年12月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社B支店から同社C支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主から提出された在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(平成9年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成9年9月及び同年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年10月の標準報酬月額を30万円、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったとしており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係

る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年4月10日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、誤りに気づき、その後社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成19年春期ボーナス（4月）台帳一覧表により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成19年春期ボーナス（4月）台帳一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
6247	男		昭和53年生		30 万円
6248	女		昭和53年生		32 万円
6249	女		昭和38年生		40 万円
6250	女		昭和51年生		23 万円
6251	女		昭和61年生		20 万円
6252	男		昭和55年生		15 万円
6253	女		昭和59年生		13 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和28年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月5日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年2月5日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年3月11日に支給された賞与において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年3月11日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが、B社(旧社名:C社)人事部より電話があり判明した。B社は、当時、A社の給与計算及び社会保険の手続を代行していた。既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録を給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与計算及び社会保険の手続を代行していたB社から提出のあった平成17年の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年3月11日に支給された賞与において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月11日

ねんきん特別便を見たところ、A社（旧社名：B社）に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無かった。A社人事部に問い合わせたところ、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったことが判明した。既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録を給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成17年の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を100万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月10日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該期間において100万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、100万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出し

ていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 11 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A 法人に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。同法人は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 7 月に 24 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

しかしながら、A法人から提出のあった申立人の申立期間に係る「給与台帳」の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成2年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年1月から同年8月までは53万円、同年9月を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が相違しており、標準報酬月額についても、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成2年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成2年9月30日より後の同年11月7日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年5月から同年8月までの期間について、53万円から30万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられ、同年9月の30万円が遡^{そきゅう}及して取り消され、さらに、3年1月7日付けで、2年1月から同年4月までの期間について、53万円から26万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられ、このほか、被保険者資格の喪失日は、同年9月30日となっていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本には、申立人の氏名の記載は無く、同社の役員でなかったことが確認でき、同社の代表取締役は、「申立人は社会保険に関する権限を有しておらず、上記訂正には関与していなかった。」と供述してい

る。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において資格喪失日に係る有効な記録処理及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である平成2年10月1日、標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、同年1月から同年8月までは53万円、同年9月を30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年2月29日まで

社会保険事務所（当時）職員による戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年3月8日より後の同年3月22日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、6年3月から8年1月までの期間について、15万円から9万2,000円に遡^{そく}及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役^{とくさつやく}に就任した期間は、昭和59年7月28日から平成4年7月31日までの期間であり、申立期間及びそれ以降は同社の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A社の代表者は、申立人は製造の作業員であり、社会保険事務には関与しておらず、自分が同社の経理を担当し、代表者印も管理しており、当時、厚生年金保険料の滞納があったため、自ら社会保険事務所（当時）に赴いたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年12月から9年6月までは32万円に、同年7月から10年9月までは36万円に、同年10月から11年4月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初の記録より引き下げられていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、平成10年12月28日付けで、8年12月から9年6月までは32万円が9万2,000円に、同年7月から10年9月までは36万円が9万2,000円に、同年10月から11年4月までは38万円が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほかにA社の代表取締役及び取締役3人を含む16人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の経理担当者は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から標準報酬の減額訂正届を出すように言われたと思う。」と供述している。

加えて、A社の取締役は、「申立人は企画部の課長であり、社会保険の事務手続に関与できる立場になかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月28日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所（当時）が行った

当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成8年12月から9年6月までは32万円、同年7月から10年9月までは36万円、同年10月から11年4月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成8年2月は50万円、同年8月は44万円、同年10月は47万円、同年11月及び9年1月は41万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成13年3月から同年9月までは36万円、同年10月から14年9月までは34万円、同年10月から15年2月までは38万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成13年10月及び同年11月、14年1月及び同年2月、同年4月及び同年5月、同年7月から同年9月までについては、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から9年10月1日まで
② 平成13年3月1日から15年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与明細書があるので、同期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出している給与明細書によれば、申立人はA社において、オンライン記録よりも高い標準報酬月額に相当する報酬月額が支給されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成8年2月は50万円、同年10月は47万円、9年3月は47万円、同年8月及び同年9月については47万円に、また、当該明細書において確認できる報酬月額から、8年8月は44万円、同年11月及び9年1月は41万円、9年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、上記以外の期間の標準報酬月額については、オンライン記録による標準報酬月額と給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額となっていることから、当該期間の記録について訂正する必要が認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成13年3月から同年9月までは36万円、同年10月から14年9月までは34万円、同年10月から15年2月までは38万円と記録

されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日の後の同年4月3日に、申立人の標準報酬月額は、13年3月から14年9月までが30万円、同年10月から15年2月までは32万円に^{そきゅう}遡及して訂正されており、社会保険事務所（当時）において、このような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の13年3月から15年2月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た13年3月から同年9月までは36万円、同年10月から14年9月までは34万円、同年10月から15年2月までは38万円に訂正することが必要である。

一方、上記の期間のうち、平成13年10月及び同年11月、14年1月及び同年2月、同年4月及び同年5月、同年7月から同年9月までについては、申立人が提出している給与明細書により、申立人は、オンライン記録よりも高い標準報酬月額に相当する報酬月額が支給されていたことが認められる。

しかしながら、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月16日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年10月1日にA社からC社D支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に同社はA社との関連は無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

A社C支社から同社本社に転勤した際の厚生年金保険の被保険者期間に、1か月の未加入期間がある。同期間も厚生年金保険料を控除されていたので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社発行の退職証明書、B社発行の厚生年金保険資格取得・喪失証明書及び同社の回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成2年7月1日にA社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年5月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと思うが当時の資料は無く確認できないとしているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が15年4月1日とされ、当該期間のうち、14年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には平成14年4月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が15年4月1日とされ、当該期間のうち、14年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている

しかしながら、申立人から提出のあった平成14年4月分及び同年5月分の給与明細書並びにA事業所から提出のあった同年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、同年4月1日から同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成14年5月分の給与明細書の保険料控除額及びA事業所における同年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年9月までの申立期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成5年10月から12年6月までの申立期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、5年10月から6年10月までは53万円に、同年11月から12年6月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から12年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から12年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、技術担当の取締役であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成3年12月から5年9月までの申立期間については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、同年4月28日付けで、3年12月から5年9月までは53万円が15万円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、平成5年4月26日又は同

年4月28日付けで、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された者は、申立人を含む役員5人及び従業員1人の計6人であり、いずれも3年12月1日にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の当時の代表者及び従業員から、申立期間当時、申立人の標準報酬月額が当該事実^{そきゅう}に即して減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった上、当時の従業員は、「給与の遅配があった」旨供述している。

また、A社の複数の従業員は、「申立人は、当時、システムエンジニアであり、厚生年金保険事務や経理に係る職務への関与や影響力はなかった」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月28日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考^{そきゅう}え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人の平成5年10月から12年6月までの申立期間については、申立人から提出のあった給与明細書によると、オンライン記録にある標準報酬月額（平成5年10月から11年7月までは15万円、同年8月から12年6月までは44万円）より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていることが確認でき、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から12年6月までは59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記

録にある標準報酬月額について、長期間にわたって一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から13年6月26日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役及び取締役であったが、標準報酬月額の訂正処理が行われた平成13年12月には、これら役職を退任しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年6月26日の後の同年12月4日付けで、7年4月から13年5月までは59万円が9万8,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成13年12月4日の前の同年10月15日付けで代表取締役及び取締役を退任していることが確認できる上、同社の従業員は、「申立人は、営業担当であり、厚生年金保険を含めた総務経理部門の担当者は、他の取締役であった」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成7年4月から13年5月までは59万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 6277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和48年4月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社の関連会社であるA社に勤務して勤務し(昭和48年4月1日から同年10月12日までB社からA社に出向し、その後、B社に出向復帰)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社からB社への異動日については、雇用保険の加入記録から、昭和48年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同

年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の、申立期間④に係る標準報酬月額については、同期間のうち、平成11年7月から同年9月までは44万円に、12年7月から同年9月までは47万円に、13年7月から同年9月までは50万円に、15年4月及び同年5月は56万円に、同年8月は53万円に訂正し、また、同年7月11日に支給された標準賞与額については、2万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月31日から53年1月1日まで
② 昭和53年1月6日から同年2月10日まで
③ 平成9年5月30日から同年6月1日まで
④ 平成9年9月1日から16年4月1日まで

B社で勤務した期間のうちの申立期間①、A社で勤務した期間のうちの申立期間②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

また、C社で勤務した申立期間④について、同期間の標準報酬月額及び標準賞与額が実際に支払われていた給与額より低く届け出されているので、同期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の商業登記簿謄本及び申立人の供述から、申立人は同期間に同社の取締役として勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成9年5月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③において、同社は適用事業所とはなっていない。しかしながら、商業登記簿謄本により、同社は申立期間③においても法人であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立人と同じくA社において平成9年5月30日に被保険者資格を喪失している従業員のうち1名は、同期間に係る給与明細書を保管しており、同明細書により同年5月分の保険料控除が確認できるところ、同従業員は、「A社が倒産したことに伴って、従業員は全員が同じ日に退職することとなり、同社からは9年5月31日付けで退職となると聞いたので、申立人も同日に退職したと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、平成9年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間③において、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人は、同期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間④のうち、平成11年7月から同年9月までは44万円、12年7月から同年9月までは47万円、13年7月から同年9月までは50万円、15年4月及び同年5月は56万円、同年8月は53万円に、また、標準賞与額については、賞与支払明細書（平成15年7月11日付け支給）において確認できる保険料控除額から、15年7月は2万4,000円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、申立人から提出された平成9年9月から16年4月までの給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている申立人の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、平成9年9月から11年6月まで、同年10月から12年6月まで、同年10月から13年6月まで、同年10月から15年3月まで、同年6月及び同年7月、同年9月から16年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録による標準報酬月額と給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額となっている。また、15年12月の標準賞与額と16年3月の標準報酬月額については、厚生年金保険料が同期間の賞与及び給与から控除されておらず、当該期間の記録について訂正する必要は認められない。

申立期間①については、申立人は、昭和52年12月31日までB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のB社における雇用保険の加入記録は昭和52年12月30日が離職日とされており、これは、オンライン記録による申立人の厚生年金保険の資格喪失日の記録と合致している。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に資格喪失日が月末とされている従業員7名に文書照会し6名から回答を得たものの、自身の退職日を明確に記憶している者及び資格喪失に係る月の保険料控除について記憶している者はいなかった。さらに、申立人の退職時に在籍していた従業員24名に文書照会し13名から回答を得たものの、申立人の退職日について記憶している者はいなかった。

加えて、複数の従業員が社会保険事務担当者として名前を挙げた従業員に対して、複数回にわたって照会したものの回答は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が同期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和53年2月10日に厚

生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、申立人は、「昭和 53 年 1 月から A 社に勤務していたが、同社が同年 2 月 10 日から厚生年金保険の適用事業所となっているのであれば、同年 1 月の保険料は控除されていなかったのではないか。」と供述している。

さらに、A 社の申立期間②当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月31日から同年3月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が作成した退職証明書により、申立人は、平成5年3月1日まで同社で継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人及びA社の従業員23名の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年1月31日の後の同年3月8日に、さかのぼって同年1月31日として記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日及び退職証明書の退職日が平成5年3月1日と記録されていることから判断して、同年3月2日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成4年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成10年7月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年7月1日から10年6月30日までの厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられており、また、同年6月30日から同年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役の供述により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年7月1日の後の同年8月7日に、さかのぼって同年6月30日として喪失処理が行われており、また、標準報酬月額についても、8年7月から10年5月までの期間が、さかのぼって59万円から16万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記の資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を同社の代表取締役の供述により平成10年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た記録から、59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和27年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年10月25日から同年11月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の転勤はあったが厚生年金保険料は控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び職歴証明書から判断して、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録によると、申立人は昭和27年10月4日付けでA社本社から同社B工場に異動とされており、申立期間当時に申立人は同社B工場で勤務していたと認められること、また、同社の現在の社会保険事務担当者は、当時は本社で一括して社会保険事務が行われていたところ、申立人の転勤に伴う事務手続には誤りがあったと認めていること等から判断して、申立人の同社B工場における被保険者資格の取得日は、27年10月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成6年11月21日、資格喪失日が10年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月27日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月27日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の給与明細書及び同社の総務責任者の供述により、申立人が、同社に平成10年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年6月24日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る10年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成6年2月1日から8年5月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、平成8年2月23日付けで、A社における申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の場合、6年10月の定時決定（53万円）及び7年10月の定時決定（59万円）が取り消され、6年2月の随時改定（20万円）が記録された結果、申立期間に係る標準報酬月額は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、当時、A社において社会保険関係の事務を担当していた従業員は、「A社は、平成8年ごろに社会保険料の滞納があったことは記憶している。」と供述している。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、当時の同社の取締役は「申立人はA社の営業部長であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月23日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認めら

れない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。本社から同社C工場への異動はあったが、申立期間においても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻から委任されたB社が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る厚生年金保険の被保険者名簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和31年9月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失について、昭和31年9月1日として届け出るべきところを同年8月31日として届け出たと認めており、また、事業主が資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日

として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、父の健康保険の被扶養者となっていたが、美容師をして働いていたことから、国民健康保険に加入するために市役所へ行った際、国民年金への加入勧奨も受けたことから加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 60 年 4 月以降に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていること、申立人は、60 年 4 月に市役所で転居手続きを行った際に、それまで所持していた国民年金手帳と引き換えに現在所持する手帳を交付されたとしているが、当該市役所では、転入者が手帳を所持している場合に新たな手帳を交付することはなく、何らかの理由により別の手帳を交付する場合でも、旧手帳記号番号を引き継ぎ、新しい手帳記号番号を払い出すことはないとしており、それ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月

私は、昭和62年1月に夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、区役所で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きをした時期及び納付したとする保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和62年1月に第3号被保険者への資格変更手続きを行ったとしているが、オンライン記録から、申立期間直後の62年2月以降の第3号被保険者の資格取得届は特例届出期間内である平成7年12月に行われていることが確認でき、当該届出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和55又は56年ごろ、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た社会保険事務所の職員に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和55又は56年ごろに納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、一つ目が昭和36年3月に夫婦連番で払い出されているが、納付記録が無いまま消除されている。

さらに、申立人が未納保険料をまとめて納付したとする時期は第3回特例納付実施中又はこれに近接する時期であるが、申立人夫婦の二つ目の手帳記号番号は第2回特例納付実施期間中の昭和50年5月に夫婦連番で払い出され、二人とも36年4月から申立期間直前までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるほか、申立人は、さかのぼって保険料を納付したのは1回であるとしていること、申立人は、当該払出時点で、厚生年金保険の被保険者期間を除き、特例納付及び過年度納付しなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付したと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの期間及び7年3月から9年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から3年3月まで
② 平成7年3月から9年6月まで

私は、20歳になった平成元年に、国民年金の加入手続をして、会社に就職するまで国民年金保険料を納付していた。また、7年3月に会社を退職し、8年4月から9年5月ごろまで外国に留学し、帰国後に、具体的な納付時期までは憶えていないが、申立期間②の保険料をさかのぼって納付した。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続等の状況、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が1冊だけ所持しているとする国民年金手帳には、申立期間①直後の平成3年4月に国民年金の加入資格を取得した旨記載されており、申立期間①の加入資格は記載されておらず、申立期間②の保険料をさかのぼって納付したとする9年5月以降の時点では、申立期間②の一部の保険料は時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年12月まで

私は、昭和47年7月に転入した市で、1年ほどかけて毎月、それまで納付していなかった国民年金保険料を2か月分か3か月分ずつさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付回数等の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする市の出張所は、当時過年度保険料の収納を取り扱っていないほか、さかのぼって納付した回数は、計算上10回以上に及び、これだけの回数の事務処理を行政側が続けて誤ることは考え難いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、納付時期はよく憶えていないが、申立期間の保険料を何回かに分けて 2 万円ないし 3 万円ずつさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付回数等の記憶が曖昧であるほか、社会保険庁（当時）の記録では、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 7 月から 63 年 4 月までの間に、現年度保険料の納付と並行して、納付済みと記録されている 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を 3 か月分ずつ 8 回に分けて過年度納付していることが確認でき、1 回の過年度納付額は 1 万 8,660 円又は 2 万 200 円となっていることから、申立人は、当該過年度納付と申立期間の保険料の納付とを混同している可能性があるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 7 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 37 年の婚姻後、時期は憶えていないが、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付するとともに、納付していなかった保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 8 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成2年1月まで

私たち夫婦は、定期的に送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人夫婦は、申立期間直後の平成2年2月から4年3月までの夫婦二人分の保険料を過年度納付しており、当該過年度納付のうち納付日が最も早い夫婦二人分の2年2月及び同年3月の保険料を納付した4年2月時点では、申立期間の大部分の保険料は、時効により納付できないなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成2年1月まで

私たち夫婦は、定期的に送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人夫婦は、申立期間直後の平成2年2月から4年3月までの夫婦二人分の保険料を過年度納付しており、当該過年度納付のうち納付日が最も早い夫婦二人分の2年2月及び同年3月の保険料を納付した4年2月時点では、申立期間の大部分の保険料は、時効により納付できないなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6505（事案 3266 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金保険料は勤務先の個人商店で、私の給与からの給与天引きにより納めていた。また、自分でも納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、勤務先の個人商店が国民年金の加入手続を行い、給与天引きにより納付していたと主張するが、当時勤務していた元同僚は、当該商店が給与天引きによる保険料納付を行っているとは考えられないと説明している。また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料額、納付場所、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧で、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料の提出が無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6510

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 59 年 6 月まで

私は、両親から「早く国民年金に加入して国民年金保険料を納めないと、将来年金がもらえなくなるよ。」と言われたことをきっかけに国民年金に加入し、その際、両親が過去にさかのぼって納められる分の保険料をまとめて納付してくれた。20 歳からしばらくは未納期間が生じたことは承知しているが、その後は納め忘れのないように納めてきたので、14 年も未納があるとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入手続及び当時居住していた実家の所在地の区での保険料納付に関する記憶が曖昧である上、国民年金の加入時にさかのぼって保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 60 年 1 月から他市に転居しているが、住民票異動手続及び国民年金の住所変更手続は 61 年 12 月に行われており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、61 年 8 月に実家の所在地の区において払い出されている。申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な 59 年 7 月以降の保険料を納付していることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで

私は、昭和54年4月ごろに、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付した。納付金額は夫婦二人分で約60万円前後であったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、特例納付で「夫婦二人分で約60万円くらいを一括納付した」と説明しており、当該納付金額は、オンライン記録で確認できる申立人及びその妻が第3回特例納付で納付した保険料合計額の66万8千円とほぼ一致する上、当該納付金額に申立期間の保険料を含めて特例納付した場合の夫婦二人分の納付合計額は、申立人が記憶している納付額と大きく相違する。また、申立人は、未納期間の夫婦二人分の保険料をまとめて納付したのは1回のみであると説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私の夫は、昭和54年4月ごろに、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。夫は夫婦二人分の納付額は約60万円前後であったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする夫は、特例納付で「夫婦二人分で約60万円くらいを一括納付した」と説明しており、当該納付金額は、オンライン記録で確認できる申立人及びその夫が第3回特例納付で納付した保険料合計額の66万8千円とほぼ一致する上、当該納付金額に申立期間の保険料を含めて特例納付した場合の夫婦二人分の納付合計額は、夫が記憶している納付額と大きく相違する。また、夫は、未納期間の夫婦二人分の保険料をまとめて納付したのは1回のみであると説明しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6513

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年4月まで

私は、昭和48年夏ごろに国民年金に加入した後、加入前の申立期間の国民年金保険料の督促状が来たため、保険料を納付し、その後も保険料を納付し続けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和48年に国民年金の加入手続をし、督促状が送付され保険料を納付したと説明しているが、納付したとする保険料額、納付した期間及び当時所持していたとする国民年金手帳についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、被保険者資格取得日は昭和52年7月31日であることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、昭和50年3月の婚姻後に夫婦二人の国民年金の加入手続をし、私が20歳になった48年*月から50年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、50年4月からは夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和48年4月から50年3月までの期間については、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする区の出張所は、過年度保険料の収納を取り扱っていない。また、50年4月から53年3月までの期間については、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から53年3月まで

私の妻は、昭和50年3月の婚姻後に夫婦二人の国民年金の加入手続をし、私が20歳になった46年*月から50年3月までの私の国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、50年4月からは夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和46年6月から50年3月までの期間については、申立人の妻及び申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする区の出張所は、特例納付及び過年度保険料の収納を取り扱っていない。また、50年4月から53年3月までの期間については、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から41年3月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を区の集金人にさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、申立人の母親が区の集金人に保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、当時区の集金人は、過年度保険料の収納を取り扱っていない。また、申立人と同居し、申立人の母親が保険料を納付していたとする義姉は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

私達夫婦は、昭和 57 年 1 月から外国人も国民年金に加入することができるようになったので、同月初めに夫婦で区役所に行き国民年金の加入手続を行った。その時に夫婦の二人の同月分の国民年金保険料を区役所で納付し、翌月以降の保険料は納付書により金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金に同時に加入し、一緒に保険料を納付していたとする妻の国民年金手帳の記号番号は申立人より遅い時期に払い出されており、申立期間の保険料は未納である上、申立人は国民年金の加入時期等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和 60 年 1 月以降であり、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月まで

私達夫婦は、昭和 57 年 1 月から外国人も国民年金に加入することができるようになったので、同月初めに夫婦で区役所に行き国民年金の加入手続を行った。その時に夫婦の二人の同月分の国民年金保険料を区役所で納付し、翌月以降の保険料は納付書により金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金に同時に加入し、一緒に保険料を納付していたとする夫の国民年金手帳の記号番号は申立人より早い時期に払い出されている上、申立期間の一部は未納であるとともに、申立人は国民年金の加入時期等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和 61 年 4 月以降であり、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年3月まで

私は、平成2年11月に会社を退職した翌日に区役所で国民年金の加入手続をし、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6531

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年12月まで
私は、昭和47年から、区が発行した納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である上、申立人が所持する領収書から申立期間直後の昭和50年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の保険料を52年4月に過年度納付していることが確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、昭和49年8月に自身の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって自身の国民年金保険料を納付するなど、夫婦二人分の国民年金保険料を漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年8月に払い出され、同年同月に、申立期間直後の44年4月から49年3月までの保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付していることが申立人の所持する領収証書で確認でき、申立人は、手帳記号番号が払い出された時点で60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数を考慮して特例納付等をしたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年12月まで

私は、20歳になったときに、母から勧められたことをきっかけに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況、保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立人は、20歳当時に居住していた区で国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと説明しているが、戸籍の附票により、申立人は、実家の住所地から当該区への転入届を行っておらず、その後昭和48年4月に別の市へ転居した後に、当該市において転入処理が行われていることが確認できることから、申立人は、20歳当時に居住していた区では国民年金の加入手続を行っていなかったと推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6537

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 56 年 3 月まで

私達夫婦は、結婚後しばらくして年金を意識し始め、未納だった期間の国民年金保険料をさかのぼって納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、さかのぼって保険料を納付した時期、保険料額及びさかのぼって納付した期間に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、市役所支所でさかのぼって保険料を納付したと説明しているが、当時、当該支所では過年度保険料の収納は取り扱っていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 56 年 3 月まで

私達夫婦は、結婚後しばらくして年金を意識し始め、未納だった期間の国民年金保険料をさかのぼって納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、さかのぼって保険料を納付した時期、保険料額及びさかのぼって納付した期間に関する記憶が曖昧である。また、申立人の夫は、市役所支所でさかのぼって保険料を納付したと説明しているが、当時、当該支所では過年度保険料の収納は取り扱っていなかったことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 3 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金については、当時、民生委員で地区の国民年金保険料の集金をしていた父が、母と私の保険料を納付してくれていたこと、また、弟妹達の保険料も父が 20 歳から納付していたことを母から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、短期大学卒業後の昭和 41 年 2 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は過年度となるが、申立人と同様に父親が加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の弟は 29 歳当時の 50 年 4 月に国民年金に加入しており、それまでは国民年金に未加入であったこと、妹は、短期大学卒業後の 43 年 5 月に手帳記号番号が払い出されており、過年度となる 43 年 3 月以前の保険料は未納となっていることなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を見た記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年10月まで

私は、昭和44年ごろ、娘が生まれるのを機に国民健康保険の手続きを行い、それと同時に国民年金の加入手続きを行って、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無い上、申立人は国民年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であるなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月まで
私の父は、私の学生期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について父親から聞いた記憶が曖昧であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 55 年 12 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月、62 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月
② 昭和 62 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 63 年 6 月

私は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料納付について記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 10 月ごろに払い出され、当該払出時点で時効となっていなかった申立期間③直後の昭和 63 年 7 月分の保険料を平成 2 年 10 月に過年度納付していることがオンライン記録から確認できるが、それ以前の期間である申立期間は、当該払出し又は納付時点で時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月及び3年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月
② 平成3年1月から同年6月まで

私は、平成3年11月ごろ、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人が現在所持し、申立期間①の直前に勤めていた厚生年金保険適用事業所の退職時に渡された年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が申立期間後の平成8年1月21日と記載されており、当該国民年金手帳の記号番号は同年2月に払い出されていることから、いずれの時点でも、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成15年9月に資格得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年8月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の父は、私、兄、義姉及び妹の国民年金保険の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親が申立人と一緒に国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする兄、義姉及び妹も当該期間の保険料が未納であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から48年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、20歳からの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。また、申立期間②の保険料を重複納付したが、保険料が還付されず、保険料還付通知書を見た記憶もない。申立期間①の保険料が未納とされていること及び申立期間②の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年12月時点では、当該期間の過半は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶がないと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の所持する領収証書により、昭和50年1月から同年3月までの保険料が重複納付されたことが確認できるものの、当該納付に関する保険料還付の処理については、還付・充当・死亡一時金等リストに、同年8月18日の還付決議日、還付理由、還付対象期間及び還付金額が記載されており、当該記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する

保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6561

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付を証明する領収証書、検認印が押された国民年金手帳を所持しているが、還付を受けた記憶はない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書及び検認印が押された国民年金手帳により、厚生年金保険加入期間である申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、国民年金被保険者台帳に申立期間の保険料の還付期間、還付金額及び還付月日が記載されており、当該記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、再び勉強するために、昭和 51 年 4 月に大学院へ入学した。元妻が国民年金に加入していたこともあり、大学院入学後に元妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続をし、保険料を一緒に納付していたとする元妻は、申立期間の加入手続に関する記憶が不明確である上、申立期間の一部の期間の保険料が未納であるなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 8 年 5 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 10 日から 37 年 2 月 15 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 15 日から 41 年 3 月 25 日まで

数年前に、弟の年金記録が見つかったため、私も社会保険事務所（当時）で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 3 月 25 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 3 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 41 年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
年金相談会に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 47 年 9 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 4 年 4 月 30 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社においては、代表取締役として勤務したが、標準報酬月額の減額訂正処理に同意していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 6 月から 4 年 3 月までは 53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 4 月 30 日以降の同年 7 月 2 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の商業登記簿謄本によると、設立当初から同社の代表取締役役に就任し、減額訂正処理された平成 4 年 7 月 2 日においても同社の代表取締役役に就いていることが確認できる。

また、申立人は、当時、従業員の給与支払の遅延はなかったとしているものの、「厚生年金保険料を滞納していたことから督促を受け、社会保険事務所（当時）に先付け小切手を出した記憶がある。」と回答している。

さらに、申立人は、社会保険事務所（当時）から標準報酬月額の減額訂正処理についての説明は無く、また、A社の社会保険担当者からも減額訂正処理の説明は無かったと回答しているが、「社会保険関係の手続の半分以上は自分で行っていた。」と回答していること、及び同社の従業員は、「社会保険の手続は代表取締役役が行っていた。」と回答していることから、同社の代表取締役役である申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正処理

がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することについて何らかの説明を受けていたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6065 (事案 3038 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
前回の通知では、A社に勤務した期間のうち、申立期間についての勤務は認めるが厚生年金保険料の控除は確認できないとのことでしたが、納得がないので、再度申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録等から申立人がA社に勤務していたことは認められるが、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所になっていないこと等から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 29 日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、申立人から厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出はなく、また、再調査を行ったが、新たに判明した事実もない。

そこで、前回の資料を基に検討を行ったが、申立期間について前回の決定を変更すべき新たな事実は見つからないため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 46 年 4 月に入社した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「自分は昭和 47 年 1 月に同社に入社したが、申立人は自分より後に同社に入社している。」と供述している。

さらに、申立人は、「期間は明確ではないが、入社してからすぐには社会保険に加入させてもらえなかった記憶がある。」と供述しているところ、当該複数の従業員のうち一人は、「申立人は、入社時には厚生年金保険に加入せず、入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入していた記憶がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 2 日から 59 年 3 月 31 日
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員及び申立人の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人はA社にアルバイトとして入社したと供述しており、同社では、当時の職員録で申立人の名前が確認できない上、同社が加入していた健康保険組合においても申立人の加入記録を確認できないとしている。

また、申立期間当時のA社における申立人の上司は、「当時は、アルバイト従業員を多数雇用しており、申立人については2か月間の雇用契約としており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、A社は、従業員を厚生年金保険に加入させる際には、雇用保険にも加入させていたとしているが、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 6 月ごろまで
A社（現在は、B社）C事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る退職金計算書及び人事記録カード等から、申立人は昭和 36 年 9 月 1 日にA社C事業所に勤務し、37 年 4 月 30 日に同社を退職していることが確認できることから、申立人が申立期間の一部について、同事業所において勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所の記録によると、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 2 月 1 日であり、申立期間のうち、同日以前の期間について同事業所は適用事業所となっていない。

また、B社では、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保存しておらず、加えて、当時の事情を知る者もないことから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、A社C事業所が新規適用事業所となる昭和 38 年 2 月 1 日以前から勤務している従業員全員が、同日から厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、B社の現在の社会保険事務担当者は、当時のことははっきりとは分からないとしながらも、「厚生年金保険の適用事業所となる前に厚生年金保険料を控除することはないと思うし、現在では考えられない。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 9 年 8 月 31 日まで勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は死亡しており、その後の事業を引き継いだ事業主にも照会したものの回答は無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人は、「平成 9 年 8 月 31 日の業務終了後に、送別会をしてもらった。」と供述しているが、平成 9 年 8 月 31 日は日曜日であり、従業員に対する照会においても 5 名が、「当時、A社では日曜日は出勤日ではなかった。」と供述していることから、送別会は 9 年 8 月 31 日ではなかったことが考えられる。

さらに、A社における申立期間当時の給与担当者は、「社長の指示に基づいて退職する従業員の厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日として適切に手続を行っていた。また、申立人の平成 9 年 8 月の給与締め日以降（同月 21 日以後）の給与からは、同年 8 月分の社会保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人の雇用保険の記録は、平成 9 年 8 月 30 日が離職日となっており、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年 8 月 31 日であることと合致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届では、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格喪失日は、平成 15 年 5 月 31 日となっていることが確認できる。

また、A社によると、申立人は同社の給与締め日の翌日である平成 15 年 5 月 21 日以降は年次有給休暇のため出勤しておらず、当該期間の給与については、月末までの休日を除く日について、30 日(金曜日)までを日割り計算で支払い、翌 31 日付けの資格喪失届を提出したと回答している。

さらに、A社から提出のあった科目別元帳の記録では、申立人の平成 15 年 5 月の保険料を控除していないことが確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から判明した申立期間当時に同社に勤務していた複数の者に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況について分かる者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月23日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間の資格喪失日が、昭和47年4月23日となっているとの回答をもらった。同社では年次有給休暇を取得して同月30日付けで退職したため、資格喪失日は昭和47年5月1日が正しく、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和47年4月30日まで雇用されていたはずであり、厚生年金保険の資格喪失日は、同年5月1日であると申し立てている。

しかし、A社から提出された、当時、申立人が同社に提出した退職願、同社が作成した退職証明、及び申立人が同社退職直後に就職した事業所から提出された履歴書の退職日は、昭和47年4月22日と記載されている。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和47年4月23日であると認められ、申立人の主張する同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 21 日から同年 8 月 2 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。途中で退職した記憶は無いので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、厚生年金基金の記録では、申立人の加入員期間は、昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 6 月 21 日までの期間及び同年 8 月 2 日から 49 年 8 月 21 日までの期間であり、申立期間は未加入となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、B社は既に解散し、当時の代表者も既に死亡している上、申立人が記憶している同僚 2 名のうち、1 名は、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間に他の事業所に勤務していることが確認でき、他の 1 名は、申立人が申立期間に勤務していたかは不明であると供述していることから、申立期間の勤務状況、厚生年金保険料の控除等を確認できない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の被保険者であったことが確認できた従業員 5 名と連絡が取れたものの、5 名全員が申立人のことを記憶していないと供述しており、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険料の控除等を確認できない。

加えて、上記被保険者名簿により、A社における被保険者期間が断続している従業員が多数存在していることが確認でき、このうち 1 名は、いったん同社

を退職した後、再び就職したと供述している。

その上、A社の取締役2名及び申立期間当時に社会保険事務を担当していた従業員1名は、「正社員は厚生年金保険に加入させていたが、パート従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。当時、正社員からパート従業員に、パート従業員から正社員になった者が多数いた。」と供述している。また、申立期間当時に給与計算を担当していた従業員1名は、「正社員は必ず厚生年金保険に加入させていた。同社では手続を適正に行っていたことから、申立人は申立期間においてパート従業員であった可能性がある。社会保険に加入していないパート従業員の給与から保険料を控除することはなかった。」と供述している。このことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは雇用保険の記録から確認できるが、雇用形態に変更があった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月16日から43年2月25日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には申立期間についても継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は既に廃業しており、申立期間当時の代表者は、人事記録や賃金台帳等が残っていないため、申立人の申立期間における勤務状況等は分からないと回答している。

また、A社における厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後の期間に、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できた複数の従業員に対して確認したが、いずれの従業員からも申立人の申立期間に係る勤務の実態等に関する供述を得ることはできなかった。

さらに、上記代表者及び同僚は、申立人がA社を一度退職したことを記憶している旨供述している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案6165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から35年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が確認できない旨の回答をもらった。同社には昭和33年1月ごろから35年8月ごろまで勤務しており、同社の所在地も覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、入社時期等に関する正確な記憶は無いと供述している。

そして、オンライン記録から、申立てに係る事業所が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、当該事業所が、申立人が記憶している所在地周辺において法人登記された事実は確認できない。

また、類似の名称で事業所名検索を行ったものの、申立人が記憶している事業所を特定することができないほか、申立人が名前を記憶している事業主(又は代表者)及び同僚とは連絡を取ることができず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案6166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月1日から同年6月1日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録、同社から提出のあった賃金台帳及び事業主の供述により、申立人が、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかし、上述の賃金台帳によると、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが認められ、同社から提出のあった申立人の署名押印のある雇用契約書には、「社会保険への加入無し」と記載されていることが確認できる。

また、A社では、申立人は嘱託社員であり、申立人の給与からは厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月30日から昭和27年9月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社にはB社に勤務するまで3年間は働いたので、昭和24年11月から27年9月まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は18歳になってA社に入社し、申立期間は同社に勤務し、同社退職後はB社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和24年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和24年11月30日)に、申立人は被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が多数いることが確認できる。

このため、事業主は、多数の従業員について、昭和24年11月30日に厚生年金保険の資格の喪失手続をしたものと考えられ、このような状況の下、事業主が喪失手続後も厚生年金保険料の控除を続けていたとは考え難い。

さらに、A社の代表者等の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

加えて、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶していた同僚3名のうち1名は、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の被保険者として見当たらない。残る2名のうち1名は、申立人が既に死亡したと供述しており、他の1名は連絡先が判明したが、既に死亡していることから、申立人の、申立期間

当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた1名から当時の状況についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 10 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して少ないとして申し立てているが、同社の回答では、「申立期間当時の従業員に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除については確認することができない。」としている。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険庁(当時)の標準報酬月額とは一致していることが確認できる。

しかし、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額は、実際に支給されている給与額よりも低額であると認められ、このことは他の従業員の給与明細からも確認することができる。

これらのことから、事業主は、実際の給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険庁(当時)へ届け出たものと考えられ、申立期間の厚生年金保険料の控除額については、申立人の給与総額に基づく標準報酬月額ではなく、社会保険庁に記録されている標準報酬月額から算出したものと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 23 日から 45 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 医院に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同医院に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に A 医院に勤務していたことは、申立人から提出のあった手帳（同手帳の裏面に、同医院の院長名で「勤務並に退職」の年月日が記載されている。）及び同医院の当時の院長の妻の供述により認められる。

しかしながら、A 医院は、社会保険事務所（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A 医院の当時の院長の妻及び現在の院長は、「当医院は、これまで厚生年金保険の適用事業所になったことは一度もない。自分たちも厚生年金保険に加入したことはなく、国民年金に加入していた。したがって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨回答している。そして、社会保険事務所（当時）の記録により、当時の院長及び同人の妻は、申立期間当時、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚は申立人の妹のみであり、同人は「A 医院では、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 29 日から 35 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の就業証明書により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所(当時)の記録において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社の現在の代表者は、「当社は、これまで厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともない。」旨回答している。

さらに、申立人は、当時のA社における上司や同僚の氏名を記憶していないことから、同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 11 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 11 月 30 日の後の同年 12 月 13 日付けで、9 年 12 月から 10 年 9 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 11 年 9 月までは 59 万円が 10 万 4,000 円に、同年 10 月は 59 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成 11 年秋ごろ、滞納社会保険料のことで社会保険事務所(当時)に相談に行き、自身の標準報酬月額をさかのぼって減額処理することにやむなく承諾し、その処理を社会保険事務所に一任した」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A病院に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A病院には平成 8 年 4 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA病院を管理していたB連合会の担当者の「申立期間の平成 8 年当時、申立人が 1 か月ほどA病院に在籍していた記憶がある」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険適用通知書の記録から、A病院は、平成 13 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、B連合会の担当者は、「A病院は、申立期間当時、共済組合の適用事業所であり、同病院は、13 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所になっており、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。また、正規職員の給与支払記録を確認したが、申立人の名前はなく、正規職員でも 1 か月を超えて勤務しない限りは共済の加入は認められなかったため、申立人のように 1 か月の勤務では共済加入はあり得ない」旨供述している。

また、申立人は、「A病院から健康保険証を受領していない」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところA社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の「申立人は社員である事務員として勤務していたが、申立人の勤務期間については覚えていない」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは昭和 28 年 11 月 1 日から 30 年 3 月 1 日までの期間であり、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、A社において、社会保険及び給与も担当していた申立人の上司、同社の代表者及びその妻は、いずれも所在不明であり、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認することができなかった。

さらに、A社において、申立人が「自身と同じ業務に従事していた」旨供述している代表者の妻及び「自身と同じ業務に加え、社会保険及び給与も担当していた」旨供述している上司も、厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、同社では一部の従業員に対して厚生年金保険に加入させていない取扱いであった

ことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 13 年 3 月 24 日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「申立人と一緒に勤務していた」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の経理担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であった」旨供述しているところ、同社から提出された賃金台帳から、申立人の給与は平成 13 年 4 月から支払われているが、同年 3 月及び同年 4 月の厚生年金保険料を当該給与から翌月控除されていたことは確認できない。

また、申立人から提出された普通預金月中取引記録表からも申立期間の厚生年金保険料の控除は確認できない上、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人の健康保険加入期間証明書によると、同社における資格取得日は平成 13 年 4 月 1 日となっており、申立期間は健康保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 2 年 7 月 16 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び上司の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶していたA社の同僚は、「申立人が同社に採用された平成元年当初、申立人は契約社員であった。」と供述しているところ、同社の当時の社会保険事務担当者は、「同社には、正社員以外の従業員もおり、それらの従業員については厚生年金保険の被保険者資格を取得させておらず、厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務していた複数の従業員に照会したところ、回答のあった9名については、これらの者が記憶している同社の入社日から、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに、相当期間（4か月～37か月）を要していることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録は平成2年7月16日から記録されており、同記録に申立期間は含まれておらず、申立人の厚生年金保険に係るオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社における上司及び複数の従業員の供述から、申立期間のうち、期間は特定できないものの、申立人が、同社に運転手として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社において申立人の上司だった者は、「申立期間当時、申立人は繁忙期などに車を持ち込んで運転手として業務を行っており、ほかの従業員と雇用形態が異なっていたことから、正社員ではなかったと思われるので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及びその妻も亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況や保険料控除について事情を把握することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 36 年 4 月から平成 11 年 3 月までの申立期間を含む期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 6 月 14 日に被保険者資格を取得し、現在まで引き続き加入していることが確認できる。

なお、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを申立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時のA社における同僚や上司の名前を記憶していないことから、同社の厚生年金保険被保険者名簿により複数の従業員に照会したが、申立人の入社日を記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務状況を確認することはできなかった。

また、当時のA社の営業部長及び総務担当の従業員は、申立期間当時、同社では入社してから3か月程度の試用期間があり、新規採用者は当該期間経過後に厚生年金保険に加入させており、試用期間において、厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月3日から34年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A団(現在は、B団)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録がなかった。申立期間もA団に継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA団に勤務していたと申し立てている。

しかし、B団は、その保管する申立人に係る資料において申立人が昭和33年7月2日に退職した旨の記録があることから、申立人は申立期間に勤務していなかったと回答している。

また、A団に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時被保険者であったことが確認できる団員10名と連絡が取れたところ、このうち1名から提出のあった申立期間前後のプログラムでは、昭和33年5月及び同年6月の氏名欄に申立人の氏名があるが、同年9月及び同年10月の氏名欄に申立人の氏名は無いことが確認でき、当該団員は、申立人は申立期間において同団に勤務していなかったと供述している。このほか、他の団員1名も、申立人は33年夏ごろに退職したと供述している。残り8名は、申立人を記憶しているが、申立期間の勤務については不明であると供述しており、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

さらに、申立人の記憶している団員2名のうち、1名は、申立人を記憶しているが、申立期間の勤務については不明であると回答し、もう1名とは連絡が取れないため、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 31 日から 16 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳では、平成 15 年 9 月から 16 年 1 月までの期間の給与から合計 5 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険庁(当時)に記録されている申立人の厚生年金保険の加入月数と一致している。また、同社では、保険料控除について翌々月控除である旨回答していることから、同年 12 月の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、同社が、平成 21 年 6 月 23 日付けで、申立人の同社における資格喪失日を 15 年 12 月 31 日から 16 年 1 月 1 日に訂正する旨届け出ていることが確認できる。同社は、申立人からの苦情を受け当該訂正を届け出たが、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 10 日から 31 年 4 月 29 日まで
平成 20 年に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 31 年 10 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで
60 歳になった時に、社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求手続きを行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 12 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、44 年 3 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から31年1月1日まで
ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の脱退手当金は昭和31年12月3日に支給決定されており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 15 日から 39 年 3 月 8 日まで
60 歳になる前に、金融機関で年金記録を確認してもらったところ、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。

しかし、ねんきん特別便が届くまでは、脱退手当金の制度について知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことはない上、退職後はすぐに転居しており、脱退手当金に関する通知は受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
55 歳の時に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に担当者から残しておいた方が良いと言われたため、脱退手当金の請求手続を行うはずがないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 7 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 9 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成元年8月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収票により、申立人が平成元年8月1日からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は、「同社では約1か月間の見習い期間を設けており、申立人の場合、記録どおり平成元年10月1日付けで厚生年金保険に加入したと考えられる。加入前に保険料を控除したこともない。」と回答しており、同社の元従業員も、「同社では試用期間が2～3か月あった。」と回答していることから、同社では、申立期間当時、試用期間があり、試用期間中は、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことが推認できる。

また、申立人から提出された源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、申立期間の保険料を含めた場合の社会保険料控除額を下回っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月4日から25年6月9日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和21年6月4日から勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員15人に照会したところ、一人が「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険の適用事業所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年6月10日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主及び経理担当者は、既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、同社で勤務していたとする元従業員は、「厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年6月10日以前は、厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 32 年 4 月 1 日から勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員2名の供述から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険の適用事業所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 37 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、A社は、現在、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、同社及び事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和 37 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員6名に、適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除について照会したが、回答のあった2名はいずれも「記憶していない。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、入社した時から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、平成 3 年 1 月 1 日から A 社に勤務していたことが推認できるが、厚生年金保険の適用事業所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、4 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、A社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、全社員に国民年金への加入をお願いしており、適用事業所となる前は厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の新規適用時に被保険者資格を取得したことが確認できる申立人を含む 6 人のうち、事業主及び 4 人の従業員が申立期間当時に国民年金保険料を納付しており、また、申立人には 2 年 4 月から 5 年 2 月まで国民年金保険料の申請免除の記録のあることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 28 年 4 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 32 年 9 月 1 日に同社において厚生年金保険に加入したことが確認できる二人の従業員の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所台帳により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、社会保険に関する資料等も無いため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している上、上記従業員のうち一人は、「自分は、昭和 29 年 3 月に同社に入社しているが、同社が厚生年金保険に加入する前は厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 4 日から 21 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 20 年 12 月 4 日から勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「職員カード」及び申立人から提出された「給与証明書」により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届により、同社は、申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和 21 年 4 月 1 日として届けていることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じく昭和 21 年 4 月 1 日に同社で被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員（総務部所属）は、「厚生年金保険料は、21 年 4 月 1 日から控除された。」と供述している。

さらに、A社は、昭和 21 年 4 月 1 日以前の保険料控除について、「記録が無いため不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 2 月 29 日まで
社会保険事務所(当時)の戸別訪問(2万件調査)により、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年2月29日以降の同年3月5日付けで、3年4月から4年1月まで53万円が12万6,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されたことが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

また、申立人は、質問応答書において、「社会保険料の滞納分の整理に当たって社会保険事務所(当時)に相談したところ、さかのぼって報酬を下げることによって整理できると説明があり、納得して届出をした。」と回答していることから、申立人は、A社における代表取締役として当該標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6220 (事案 191 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間は3か所のマネキン紹介所で勤務していたと記憶していたので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、「申立事業所はいずれも登録者を事業主に紹介するのみで、登録者に給与を支払うことはない。また、いずれも厚生年金保険の適用事業所でもない。」等の理由により、厚生年金保険の被保険者期間として認められなかった。

その後、申立期間には、A社の従業員として、B社のC駅前店及び同社D会館で勤務していたことを思い出したので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社総務担当者は、「当社保管の在籍記録に、申立人の申立期間当時の記録は確認できなかった。また、当社は季節雇用や短期契約者は厚生年金保険に加入させていない。」と回答していることから、同社から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が勤めていたとするB社フロアマネージャーは、「申立人は、申立期間当時、当社の店舗で勤務していたことを覚えているが、雇用主がどこであったかまではわからない。」と回答しているため、申立人の勤務先を確認できない。

さらに、申立人は、勤務していた期間及び勤務先についての記憶も明確でなく、申立期間の雇用保険も未加入となっている。

加えて、申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、申立

人には記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含め勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出の際、資格喪失日を平成 11 年 4 月 1 日とすべきところ、誤って同年 3 月 31 日と記載してしまったので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社に平成 11 年 3 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間当時の厚生年金保険料控除について、「平成 11 年 3 月分の給与から 2 月分及び 3 月分の 2 か月分が控除されていた。」と申し立てている。

そこで、A社の事業主に、申立期間当時の厚生年金保険料控除について照会したところ、「当時の社会保険関係の手続をしていたのは申立人であるが、私は当時の厚生年金保険料の控除について、よく憶えておらず、また、申立期間に係る 3 月分の給与から 2 か月分の保険料を控除したかどうかについても分からない。」と回答している。

また、申立期間当時の従業員は申立人一人であるため、ほかの従業員から当時の状況について回答を得ることはできなかったが、A社に勤務していたとする同僚 3 人に給与の支払状況を照会したところ、二人から回答があり、そのうち一人は給与の支払は月末であったことを回答しているものの、二人共保険料控除は記憶に無く、分からないとしている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6230 (事案 1876 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から26年5月1日まで
② 昭和37年9月1日から39年1月11日まで
③ 昭和42年1月20日から同年9月20日まで

A社で勤務していた申立期間①、B社で勤務していた申立期間②、C社で勤務していた申立期間③のそれぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた同僚1名と、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から照会した従業員1名から、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間①において同社に勤務していたか否かは記憶に無いとの回答があり、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間②については、申立人が記憶していた同僚1名と、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から照会した2名の従業員から、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間②に同社に勤務していたか否かは記憶に無いとの回答があり、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立期間③については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から照会した4名から、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間③に勤務していたか否かは記憶に無いとの回答があり、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については、これを確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の決定に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、申立人から厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出はなく、新たに判明した事実もない。

そこで、前回資料を精査し再検討を行ったが、申立期間①、②及び③について、前回の決定を変更すべき新たな事実は見つからないため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から28年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和25年の卒業と同時に入社し全国各地の土木現場に従事していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳及び従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、同社において勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、昭和28年9月の厚生年金保険法の改正による適用事業所の業種追加を機に同年12月1日に全社員を加入させたが、それ以前は事務職に限って加入させており、申立人は技術職のため該当していなかったと回答している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年4月1日から28年12月1日までに資格取得している従業員12人に入社時期、職種等について照会したところ、11人から回答があり、一人は24年4月入社事務職で本店資材課に勤務していたとし、その者の厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日である上、残りの10人は、28年12月1日以前に入社し、事務職が3人、技術職が7人であり、いずれも、当時は現場事務所に勤務していたと回答し、厚生年金保険の資格取得日は同年12月1日と記録されていることから、申立期間当時、A社は職種の区別なく、作業現場の従事者は厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる。

さらに、従業員の一は、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて、「申立人は本社に籍があったが土木の技術員であったため、当時は土木現場に着任

しており、自分と同じく昭和 28 年 12 月 1 日から加入しているはずだ。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年12月31日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年11月から5年11月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年12月31日)より後の6年1月20日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であり、社会保険に関する事務も担当していたことを同社の従業員及び申立人自身が供述している。

また、申立人は、「取引先が倒産したことから経営不振となり、社会保険料が払えなくなった。」と供述しており、社会保険事務所(当時)から呼出しを受けた際、「担当者から詳しい内容は聞かされなかったが、滞納保険料の調整をしてもらい、それに同意した。」ことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から昭和 51 年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 48 年 4 月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は明確ではないが同社に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の適用事業所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっておらず、事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、A社における勤務期間及び保険料控除等について、従業員 11 人に照会したところ 6 人から回答があり、いずれも「同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は国民年金に加入していた。」とし、また、「厚生年金保険料の控除はされていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年3月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(その後、昭和23年7月にB社と組織変更し、現在は、C社)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の適用事業所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、C社から提出された会社概要によれば、同社は、昭和18年6月から戦時体制で業務を中断し、21年7月に工場を復興したとされており、同社に係る商業登記簿謄本においても、会社成立の年月日は23年7月6日とされていることが確認できる。

一方、申立人は、当時勤務した事業所に係る記憶が曖昧^{あいまい}であり、上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人に係る当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないことに加え、C社の事業主は、申立期間当時は、家族全員で他県等に疎開していた時期であり、申立人のことを「知らない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 15 日から 7 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成7年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社は、申立期間当時、適用事業所となっていない。

また、申立人は申立期間当時に給与振込みされていた預金通帳を保管しており、同振込給与額については、A社入社時における約束により、厚生年金保険料等が控除された後の手取額が保障されたものが振り込まれていると供述しているが、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから事情を聴取できず、当時の経理事務担当者とされる者に聴取したものの、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除については分からないとの回答であった。

さらに、A社の親会社も当時の資料を保存していないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、平成6年11月から申立人とともにA社に勤務し、申立人と同じく7年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している2名の同僚は、申立期間において国民年金保険料を納付している記録

がある。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 28 日から 51 年 2 月 28 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主に照会したものの、申立期間当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、A社において経理担当であったとされる申立人の実兄及び申立期間に厚生年金保険被保険者であった従業員に照会したが、回答は無く、申立てに係る事情を聴取することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失に係る記載に不自然さは見られない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月から 33 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。同社には昭和 31 年 2 月に入社し、33 年 6 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び同僚の供述により、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 33 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっておらず、申立期間当時からA社で勤務していたB社の事業主は、「A社が適用事業所となる前は、申立人を含む同社の従業員は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されることも無かったと思う。」と供述している。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人と同時期に勤務していたとする一人の従業員は、「申立期間当時は、会社が厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、B社は、当時の厚生年金保険に関する資料は破棄しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 9 月 23 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が、同社が保管していた労働者名簿により、申立人は、昭和47年4月1日から49年9月23日まで同社に勤務していたと回答していることから、申立人は、申立期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社及び同社の社会保険関係事務を代行していたB社会保険労務士事務所は、同社では、パート従業員については厚生年金保険に加入させていなかったと回答しているところ、申立人のことを記憶していた同社の従業員は、「申立人は、パート従業員として同社に勤務しており、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、C区役所からの回答により、申立人は、申立期間の全期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できることから、A社において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年ごろから28年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。昭和23年ごろから勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に証券外務員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、当時のA社の社長秘書は、「当時の証券外務員については、もともとは厚生年金保険に加入させていなかったが、社会保険事務所の指摘により、申立人を含め当時未加入であった証券外務員全員をいっせいに加入させた記憶がある。」「厚生年金に加入させていなかった期間に厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述している。

このことは、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人を含む14人の従業員が昭和28年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、複数の従業員の供述から、14人の従業員のうち、13人の従業員が証券外務員であったことが確認できることから裏付けられる。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従

業員は、「自分は昭和 20 年 10 月ごろに A 社に入社したが、厚生年金保険に加入したのは 24 年 3 月からになっている。社長の判断で個別に従業員を厚生年金保険に加入させるか否かを決めていたと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、平成 8 年ごろから経営が悪化し、社会保険料の未払いが発生した。しかし、当時の標準報酬月額は 59 万円であり、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の商業登記簿謄本から同社の代表取締役であったことが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 10 年 3 月 31 日)まで厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった日(平成 10 年 3 月 31 日)の後の平成 10 年 4 月 7 日付けでさかのぼって、8 年 6 月から 10 年 2 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に減額処理されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、申立人は、A社の経営環境が平成 8 年ごろから悪化し、滞納保険料があったことを認めている。また、申立人は、社会保険事務所(当時)の担当者から、申立人と役員 2 人分の納付済保険料に相当する標準報酬月額を過去にさかのぼり、2 年間減額すれば未納分の社会保険料が納付済みになると勧められ、同社の代表取締役として厚生年金保険料の滞納の責任を取り、自らの標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受け入れたと供述している。

以上のことから、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額
の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自
らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではない
と主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険
の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 31 年ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の適用事業所の記録から、申立人が勤務したとするA社B工場が厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、同社本社の所在地を管轄する法務局においても、同工場を登記した記録は確認できない。

また、A社本社は、同社の社史にはB工場についての記載が無いため、同工場は存在しなかったとし、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、申立期間当時の資料を保存していないため、確認できないとしている。

さらに、申立人の同僚は、A社の存在について覚えておらず、時期は不明であるが、申立人はC社に勤務していたと供述しており、C社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 8 月 15 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 48 年 5 月 1 日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険事務を担当していた事業主の妻は、申立人は申立期間に同社に勤務していたが、3か月の試用期間があり、当該期間に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、源泉徴収票により昭和 48 年 1 月 16 日にA社に入社したことが確認できる同僚一人から提出された同年 1 月から 49 年 2 月までの給与明細書をみると、同年 1 月及び同年 2 月の給与明細書には「見習期間」の記載があり、同年 1 月から同年 4 月までの給与からは厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、A社の入社時期について回答が得られた上記同僚を含む同僚 5 人は、入社後、4 か月以内に厚生年金保険に加入していることが社会保険事務所(当時)の記録により確認でき、このため、同社では、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月から 32 年 8 月まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び従業員1名の供述等により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いをはっきりとは記憶していないとしながらも、「申立期間当時には、正社員でさえ希望者しか厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性はある。」と供述している。

また、申立人がA社に入社したときに既に同社に勤務していたとされる申立人の父親は、申立人が入社した昭和30年1月20日から約7か月経過後の同年8月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同様に、申立人より前に同社に勤務していたと申立人が供述している上司についても、申立人が入社してから約4年9か月経過後の34年10月15日に被保険者資格を取得している。なお、同社の当時の事業主についても、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは33年7月1日となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時の給料は3,000円であり、同給料から厚生年金保険料として400円が控除されていたと回答しているが、当時の厚生年金保険料率に基づいて標準報酬月額3,000円の場合の厚生年金保険料を試算すると、被保険者負担分は45円となり、申立人の記憶と大きく相違している。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和35年1月21日にB社C営業所において初めて厚生年金保険の記号番号を付

与されており、これは、オンライン記録による被保険者資格取得日と一致している。

そして、申立人は、申立期間当時、A社から健康保険被保険者証を交付されておらず、国民健康保険に加入していたと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月30日から41年8月22日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社が提出している申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書並びに被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は昭和40年12月30日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、41年8月22日に同社で再び被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

また、A社の事業主は、「申立人は一度A社を退社し、その後、再入社しており、退社してから再入社するまでの間に給与の支給及び厚生年金保険料の控除はしていなかった。」と供述しており、さらに、申立人の当時の上司は、「申立人は、昭和40年の終わりごろに自己都合で退職し、翌41年秋ごろに再就職した。」と供述している。

なお、A社が提出している申立期間当時の源泉徴収簿及び賃金台帳によると、申立人が申立期間に同社で給与の支払を受けていた記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から27年3月6日まで
A社に昭和25年12月1日から勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している自治体の申立人に係る履歴カード及びA社に勤務していた従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は把握できず、また、経理担当者2名も死亡及び連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人を記憶している上記の従業員は、昭和23年ごろからA社に勤務していたと供述しているが、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該従業員は26年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このことから、同社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和27年3月7日と記録されており、これは、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得年月日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社に昭和 45 年 3 月 31 日まで勤務したことは在職証明書で確認できるので、
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している在職証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管している辞令簿によると、申立人は昭和 45 年 1 月 31 日に退職した後、同年 2 月 1 日からは短時間勤務者として勤務していることが確認できる。

また、A社が保管している申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書により、同社は申立人の厚生年金保険の資格喪失日を昭和 45 年 2 月 1 日として届け出ていることが確認でき、これは、社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

さらに、A社の現在の人事担当者は、「申立期間当時の資料は保存していないが、現在の短時間勤務者に係る厚生年金保険の取扱いから考えて、短時間勤務者となった申立人の給与からは、厚生年金保険料は控除していないと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 9 月 30 日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 7 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 12 月 4 日を処理日として、5 年 11 月から 6 年 10 月までは 53 万円が 20 万円に、同年 11 月から 7 年 8 月までは 59 万円が 20 万円に遡及して減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は、A社の経理・総務担当の取締役として社会保険の事務手続きを自ら行っていたと供述しており、同社では平成 7 年ごろから厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納が発生しており、社会保険事務所（当時）とその処理について相談したところ、社会保険事務所の担当者から、厚生年金保険料の未納額及び滞納額を解消する方法として、役員の厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるといった話があり、当時、事業主が所在不明であったことから、自分が役員の標準報酬月額の引下げの手続を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理・総務を担当する取締役として同社の社会保険事務に関与し、自らの標準報酬月額の減額訂正処理の手続を行っていることから、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 19 日から 9 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の人事担当者は、「申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の資格の得喪届出及び保険料納付を行ったかは不明である」旨供述しており、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、雇用保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格取得日はいずれも平成 9 年 4 月 21 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できることから、事業主は、社会保険事務所(当時)の記録どおり、同日に厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行ったものと推認される。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入記録によると、申立期間を含む昭和 57 年 5 月 5 日から平成 9 年 4 月 22 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月30日から同年6月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和23年4月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の「私が入社した昭和23年6月当時、申立人は同社に勤務していたが、入社年月は分からない」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の申立期間当時の代表者及び社会保険担当者が所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

また、A社の現在の社会保険担当者は、「当社は、当時、数か月の試用期間を設けており、原則として試用期間が終了してからでなければ厚生年金保険には加入させていなかった」旨供述しているところ、当時、申立人と同様に、同社の関連会社であるB社からA社に異動のあった従業員の中には、オンライン記録によると、昭和23年5月15日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪

失後、同年7月16日にA社で資格を取得している者が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 30 日から 60 年 1 月 21 日まで
② 昭和 60 年 2 月 26 日から同年 3 月 28 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には各事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述から、申立人は同期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 59 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立期間①当時にA社に勤務していた従業員 1 名は、「自分は、昭和 59 年 9 月ごろまで勤務していたが、同期間に厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の健康保険証が昭和 59 年 7 月 12 日に社会保険事務所（当時）へ返納されていることが記録されている。

加えて、A社の商業登記簿謄本から確認できる代表者に照会したものの、同人は、申立期間①の前に同社を退職しており同期間における申立人の勤務実態等を承知していないとのことであったので、同期間において、同社の実質的な事業主とされる者に照会したが、回答を得ることができず、同期間における申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認できなかった。

申立期間②については、事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②にB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和60年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、申立人は、B社の事業主を相手方として、労働基準監督署に賃金未払分請求通告書（昭和60年3月28日に同社を退職したが、同年2月分及び同年3月分の賃金を受け取っていないことを内容とする請求）を提出しており、申立人は、申立期間②において、同社から給与の支払が無かったことを認めている。

さらに、申立期間②当時にB社に勤務していた従業員2名は、「申立期間②には同社に勤務していたが、同期間に給与は未払いであった。」と供述している。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入記録は昭和60年2月28日までとなっており、これは、申立人の厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 21 日から 9 年 1 月 6 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 8 年 8 月 21 日から勤務しており、申立期間の給与明細書もあるので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳等により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の賃金台帳及び申立人が保管している給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、申立期間当時、同社では3か月程度の試用期間を設けており、当該期間には厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、A社が保管している申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えには、申立人の被保険者資格取得日は平成 9 年 1 月 6 日と記載されており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6287

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 2 日から同年 12 月 16 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く届け出されているので、同期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 5 日から同年 6 月 5 日まで
② 昭和 21 年 3 月から 23 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にも同社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については申立人が提出している国民労務手帳により、また、申立期間②については申立人が提出している申立期間当時の履歴書により、申立人が、これらの申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の複数の従業員及び現在の経理担当者は、申立期間①及び②において、同社には試用期間があった可能性があると供述しており、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、これらの従業員が入社したとされる日から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに、6か月から19か月の期間を要していることが認められる。このことから、A社では、申立期間①及び②に採用した従業員については、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。なお、上記複数の従業員からは、当該期間において、厚生年金保険料の控除をうかがえる回答は得られなかった。

また、A社は、申立期間に近接する時期の昭和24年5月24日及び同年9月7日付けの厚生年金保険の標準報酬決定通知書の写しを保管していたが、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入の取扱いに係る書類は保存しておらず、申立期間①及び②において、申立人の厚生年金保険料が控除されていた

ことをうかがうことはできない。

さらに、A社の申立期間①及び②当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の同期間に係る保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間には同社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社における申立期間当時の工場長及び複数の従業員は、「同社では、当時、従業員を採用した後4か月程度の試用期間を設けており、従業員の定着状況を見てから社会保険の資格を取得させていたことから、試用期間中には保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

また、A社の現在の事業主も、申立期間当時の資料は保存しておらず、また、当時の事業主（現事業主の父親）は死亡しているため詳細については分からないとしながらも、「申立期間当時に2か月間程度の勤務期間であったとしたら、社会保険に加入させていなかったのではないか。なお、自分は申立人を記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人はA社の同僚や上司の氏名を記憶していないことから、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等を確認できない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には契約社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した、同社と申立人との間で合意された業務委託契約書により、申立人が申立期間において、同社の契約社員であったことが確認できる。

しかし、A社は、申立人の厚生年金保険について、「申立人は業務受託者であり、当社の社員ではないので、厚生年金保険に加入していない。社会保険事務所にも届出を行っていないし、申立人の給与からも厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人は、「A社との契約書は破棄してしまったが、契約書に社会保険に加入することが書いてあったと思う。」と主張しているが、同社が保管している上記業務委託契約書には社会保険に関する記述は無い。

さらに、申立人は、A社が加入しているB健康保険組合の加入記録は確認できず、平成 13 年 3 月 21 日から 14 年 5 月 23 日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間におけるA社に係る雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。